

平成30(2018)～32(2020)年度

第5期中原区地域福祉計画

福祉のこころ、人と人との橋わたしで
支え合える地域づくり



平成30(2018)年3月
川崎市 中原区

はじめに



川崎市は、昨年4月に、人口が150万人を超えるという大きな節目を迎えました。一方で、高齢化率は、20.1%（平成29年10月1日現在）と全国平均に比べますと、まだまだ若い都市といえます。

当面続く人口増加に対応しながら、その先に確実に訪れる人口減少、超高齢社会の到来を見据え、来るべき将来に向けて、今なすべきことにしっかりと取り組んでいくことが必要と考えています。

わが国では、核家族化など家族形態の変容に起因して、地域で課題を解決していく地域力や、お互いに支え合い、共生していけるような地域の福祉力の低下の中で、「地域共生社会の実現」に向けた取組が進められています。

本市におきましては、国に先駆けて、高齢者だけでなくすべての市民を対象とした、誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で、安心して暮らし続けることができる地域をめざした「地域包括ケアシステムの構築」に向けて取り組んでおります。

具体的には、医療・介護の連携とともに、地域の「互助」による仕組みづくりが重要であり、自分たちのまちに主体的に関わる市民が増えることが、地域の活性化と持続的な発展につながり、好循環につながっていくものと考えています。

今回、策定いたしました「第5期川崎市地域福祉計画」につきましては、福祉分野を中心とした関連行政計画を地域という視点で横につなぎ、住民の視点から地域福祉を推進することをめざすもので、「市民一人ひとりが共に支え合い安心して暮らせる ふるさとづくり」を基本理念に掲げています。

また、各区におきましても同様の計画を策定しておりまして、地域性に応じた施策の展開を図ってまいりたいと考えています。

今後の本計画の推進に向けまして、市民の皆さまのより一層の御理解・御協力をいただき、顔の見える関係づくりを進め、地域福祉を推進するとともに、福祉分野だけでなく、コミュニティ分野や住宅・都市計画分野、教育分野など幅広い関連施策分野が連携した、本市における地域包括ケアシステムの構築につなげてまいりたいと存じます。

最後になりますが、今回の川崎市・各区地域福祉計画の策定にあたり、多くの皆様から貴重な御意見をいただきましたことに、厚く御礼申し上げます。

平成30年3月

川崎市長

福田 紀彦

目次

序章 川崎市地域福祉計画について	1
1 計画の趣旨・期間	3
(1) 計画の趣旨	3
(2) 計画の期間	3
2 計画の位置付けと関連計画との関係性	4
(1) 地域包括ケアシステム推進ビジョンと地域福祉計画の関係性	4
(2) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係	8
3 これまでの計画の進捗状況と課題	9
4 地域共生社会の実現に向けた動向	11
5 2025年を見据えためざすべき姿	13
(1) 地域福祉とは	13
(2) 地域福祉の対象者と担い手	14
(3) 2025年に向けて想定される課題とめざす姿	15
6 第5期計画期間における施策の方向性	17
(1) 地域福祉計画推進における圏域の考え方	17
(2) 計画の基本理念・目標	18
7 第5期計画の実施状況の点検・見直し	20
第5期川崎市地域福祉計画の施策体系図	21
第1章 中原区地域福祉計画について	23
1 中原区地域福祉計画とは	25
(1) 中原区地域福祉計画の位置付けと策定の趣旨	25
(2) 計画策定の流れ	26
(3) 中原区社会福祉協議会との連携	26
2 中原区の地域の特色	27
(1) 区の概況	27
(2) 区の現状	28
(3) 中原区地域福祉マップ	35
3 区の課題	37
(1) 統計データからみえる課題	37
(2) 地域福祉実態調査からみえる課題	38
(3) 地域福祉計画推進検討会議の意見等からみえる課題	41
4 第4期計画の振り返り	42
5 第5期計画に向けて	43

第2章 中原区地域福祉計画の取組	45
1 中原区がめざす地域福祉	47
(1) 基本理念	47
(2) 基本目標	49
2 計画の体系	51
3 取組一覧	52
4 主要な取組	54
5 具体的な取組	55
基本目標1 区民が主役の地域づくり	55
基本目標2 必要な支援やサービスが的確に届けられる仕組みづくり	64
基本目標3 多様な主体が連携した施策・活動の推進	69
第3章 地域福祉計画の推進について	73
1 地域福祉計画の推進体制と進捗管理について	75
資料編	77
(1) 第5期中原区地域福祉計画策定の経過	79
(2) 中原区地域福祉計画推進検討会議開催運営等要綱	81
(3) 中原区地域福祉計画推進検討会議	82

川崎市地域福祉計画について

序 章

1 計画の趣旨・期間

(1) 計画の趣旨

「地域福祉計画」は、社会福祉法第 107 条に基づき、以下の事項を一体的に定める計画です。

- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関する共通的事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③ 地域における福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

本市では、平成 16（2004）年度から策定しており、今回が第5期となります。今回の第5期計画についても、市計画と区計画をそれぞれ策定しました。

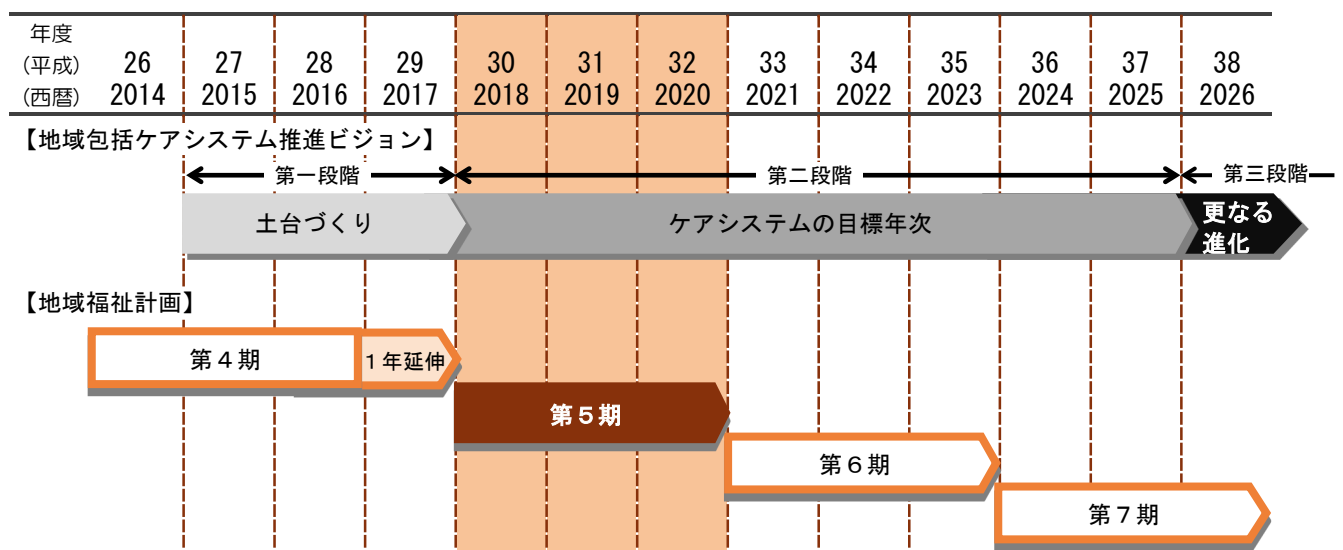
【計画策定における市民参加と合意形成】

計画策定にあたっては、市計画については、川崎市社会福祉審議会条例に定める川崎市社会福祉審議会地域福祉専門分科会、区計画については、各区地域福祉計画推進会議（会議名は、別名称となっている区もあります）において、検討を進めました。

さらに、市民の御意見を広く反映していくため、各区説明会の開催、パブリックコメントなどを実施しました。

(2) 計画の期間

第5期地域福祉計画の計画期間は、平成 30（2018）年度から平成 32（2020）年度までの3年間です。



なお、第4期計画については、平成 26（2014）年度から平成 28（2016）年度までの3年間の計画でしたが、本市においては、平成 27（2015）年3月に、地域包括ケアシステム構築に向けた関連行政計画の上位概念として、「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」を策定し、その推進を図るため、1年間計画期間を延伸し、平成 29（2017）年度までの計画として期間を変更しました。

2 計画の位置付けと関連計画との関係性

（1）地域包括ケアシステム推進ビジョンと地域福祉計画の関係性

高齢化率が 21%を大きく上回る今後のわが国の超高齢社会においては、全国的に平成 37（2025）年までに、75 歳以上の後期高齢者が急増することが見込まれ、本市においても、同様の傾向であるとともに、平成 57（2045）年以降も、都市化する過程で移住してきた人々が高齢化していくことなどにより、さらに後期高齢者の増加が見込まれています。今後、一人暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯、認知症高齢者の増加や、それにより、疾病による入院リスクの高まりによる入院需要の増大が想定されます。

一方で、約6割の人が最期まで自宅で暮らし続けたいと願っているのに対し、実際に、自宅で亡くなる人は、全国と比較して若干高い水準ですが、約2割弱という状況です。

市民の希望に寄り添い、社会保障制度の持続可能性を高めるためには、高齢者等が自宅をはじめとした在宅で暮らし続けられるように、医療を在宅に届けられる仕組みづくりが重要と考えられます。

しかしながら、医療だけでは在宅で暮らし続けることはできず、「住まい」「生活支援」「医療」「介護」「予防」の5つの要素が包括的に、切れ目なく提供できるような環境整備が必要と考えられています。

国においては、こうした状況の中で、平成 23（2011）年度の介護保険法改正により「地域包括ケアシステム」という考え方が打ち出され、中学校区程度を念頭に、概ね 30 分以内に駆けつけられる日常生活圏域において、生活に必要な様々な要素が利用者のニーズに応じて適切に組み合わせられ、入院、退院、在宅復帰を通じて、切れ目なく一体的にサービス提供がなされる「地域包括ケアシステム」の必要性が高まっています。

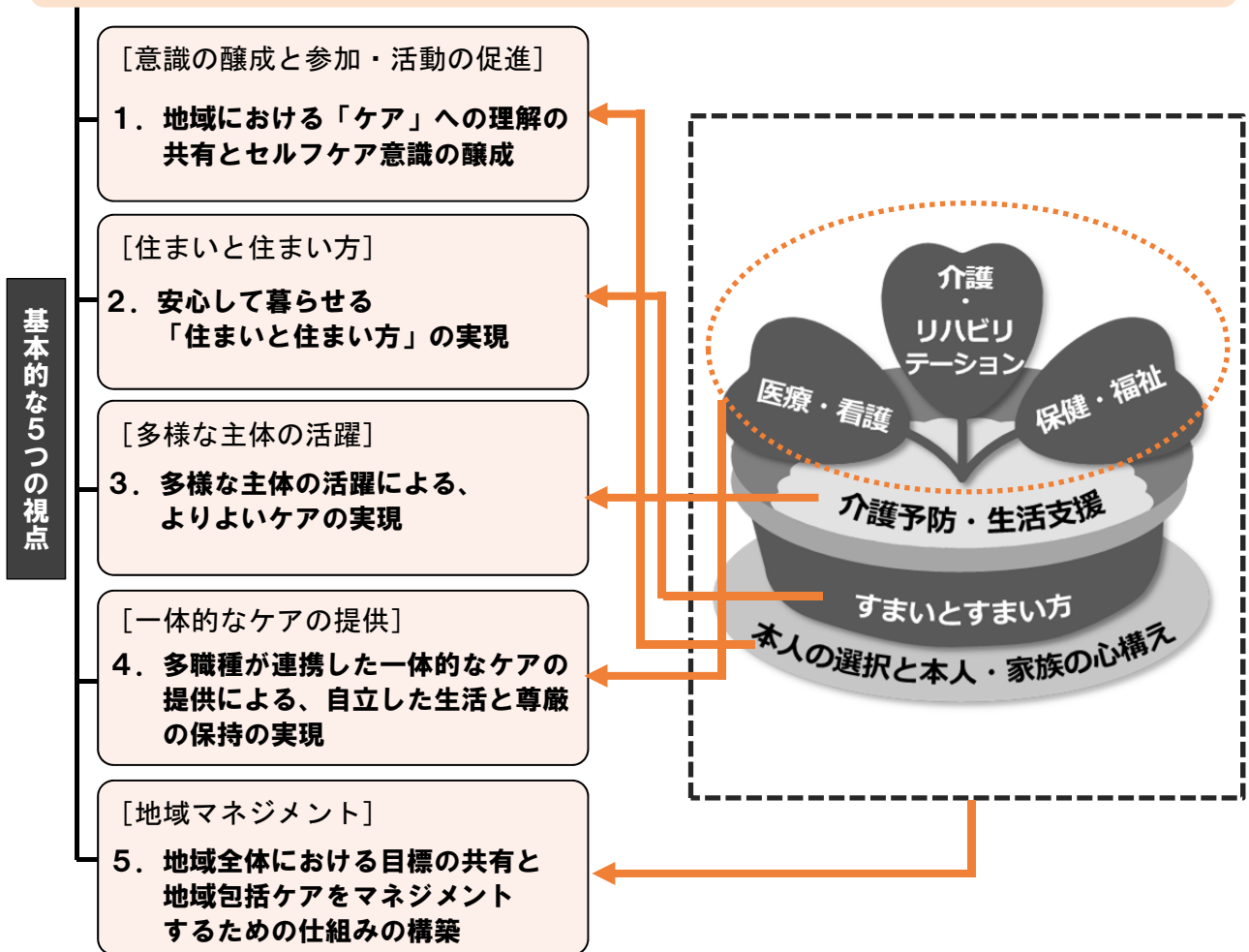
本市においては、昨今、家族・地域社会の変容などによるニーズの多様化・複雑化が進み、地域における生活課題の多様性が高まっていることから、高齢者に限らず、障害者や子ども、子育て中の親などに加え、現時点で他者からのケアを必要としない方々を含め、すべての地域住民を対象として、平成 27（2015）年3月に関連個別計画の上位概念として、「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」を策定しました。

【「地域包括ケアシステム推進ビジョン」における取組の視点】

～一生住み続けたい最幸のまち・川崎をめざして～

基本理念

川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築による
誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現

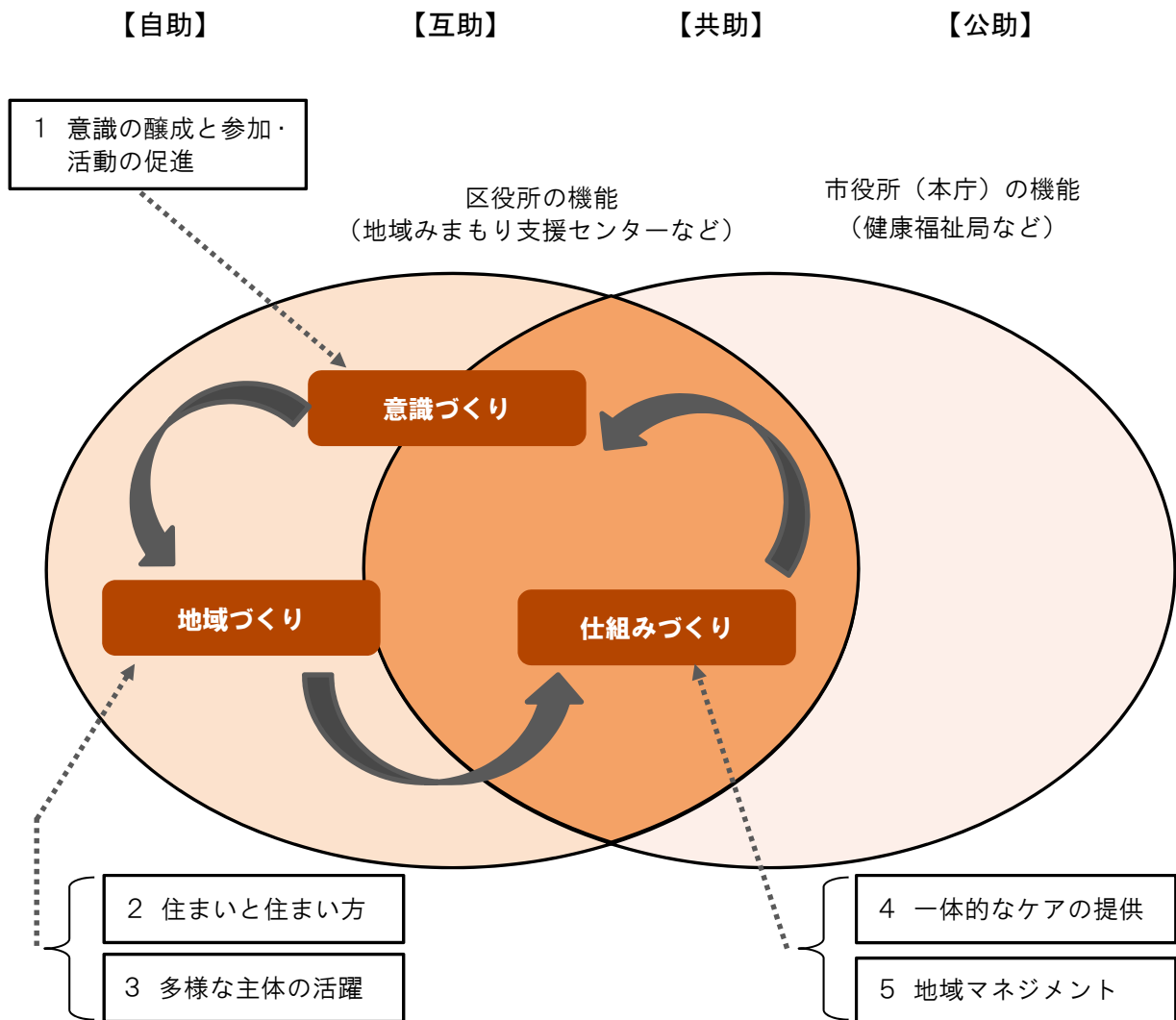


出典：三菱UFJリサーチ&コンサルティング「＜地域包括ケア研究会＞地域包括ケアシステムと地域マネジメント」（地域包括ケアシステム構築に向けた制度及びサービスのあり方に関する研究事業）、平成27年度厚生労働省老人保健健康増進等事業、2016年をもとに作成

さらに、本市においては、行政機関として、住民に身近な区役所と市役所（本庁）が全体的な調整を図り調和のとれた施策を展開していることから、地域福祉の推進を含めた地域包括ケアシステムの構築に向けて、それぞれの適切な役割分担により、一体的に取り組むを推進します。

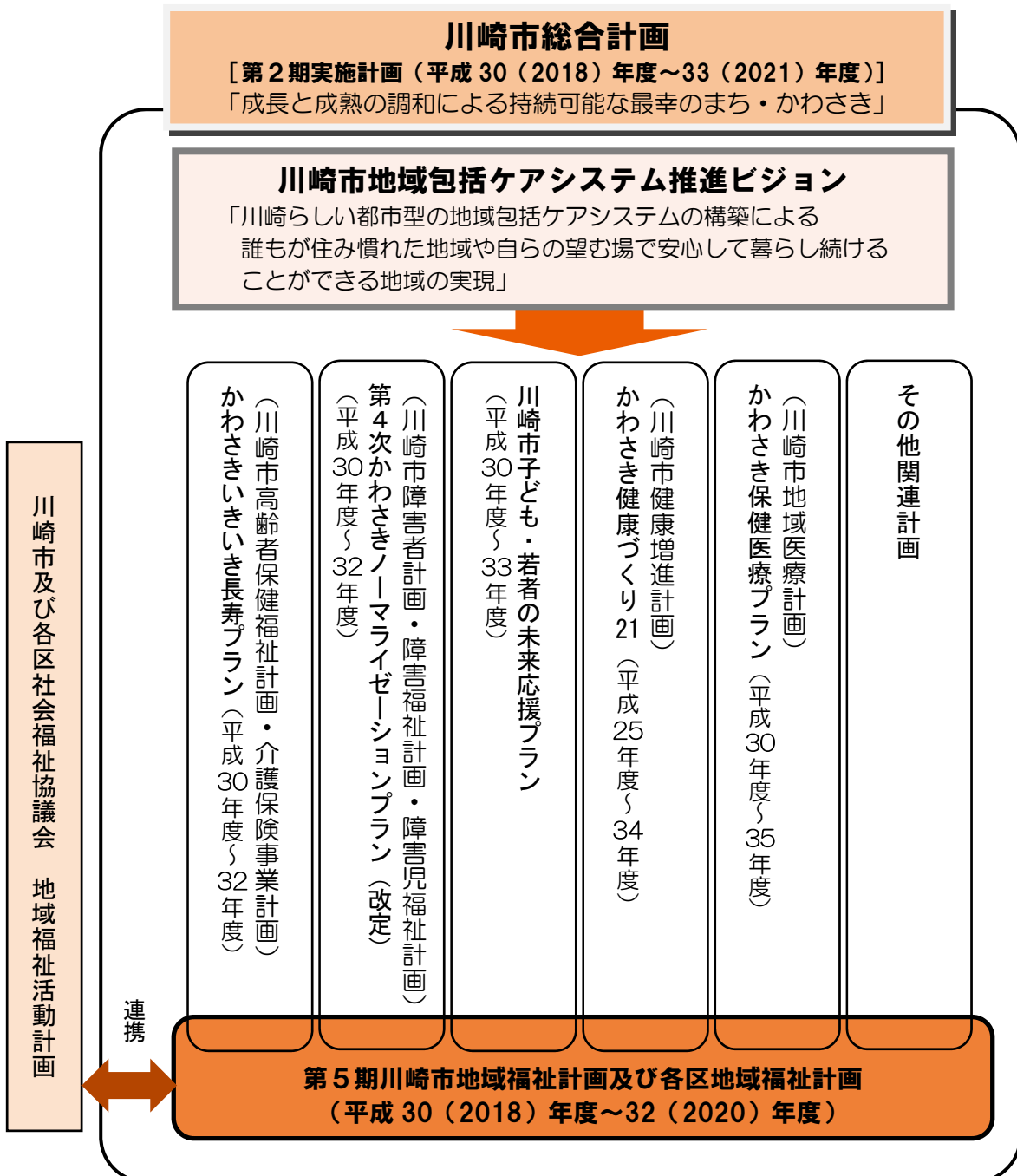
その際に、基本的な視点として、①地域福祉に関する市民啓発を図るための「意識づくり」、②地域における人材養成や居場所づくりをはじめとした取組を推進する「地域づくり」、③「意識づくり」や「地域づくり」を専門多職種と共に、地域においてシステム化していくための「仕組みづくり」を3つの視点として、「自助」「互助」「共助」「公助」の組み合わせによるシステム構築をめざします。

【今後の地域包括ケアシステム推進ビジョンの推進イメージ】



こうした本市における地域包括ケアシステム構築に向けて、総合計画のもと、地域包括ケアシステム推進ビジョンを上位概念として、地域課題の解決を図るために、住民の視点から地域福祉を推進していくための行政計画の1つとして、「かわさきいきいき長寿プラン」「かわさきノーマライゼーションプラン」「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」等の関連計画と連携を図りながら、地域福祉計画を策定し、本市における地域福祉の向上をめざします。

【第5期川崎市地域福祉計画の位置付け】



(2) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

地域福祉を推進するための計画としては、市町村が策定する地域福祉計画と共に、地域福祉の推進を図ることを目的とする市町村社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画があります。

地域福祉を進めるための理念や仕組みをつくる計画が「地域福祉計画」であり、それを実行するための、市民の活動・行動のあり方を定める計画が「地域福祉活動計画」です。

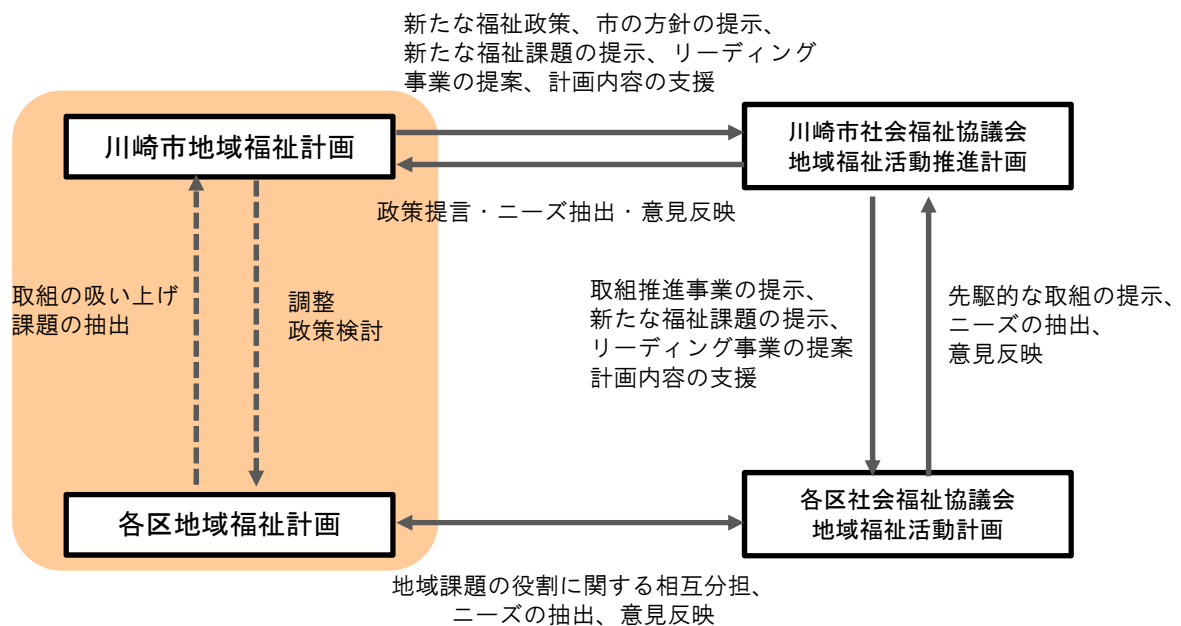
本市では、各区が「地域福祉計画」を策定し、同様に区社会福祉協議会も「地域福祉活動計画」を策定していることから、両計画は、地域課題を共有し双方が補強、補完し合いながら連携した事業を展開していきます。

社会福祉協議会は、社会福祉法第 109 条において地域福祉の推進を図ることを目的とした団体と位置付けられ、事業の企画・実施、住民参加の援助、普及・宣伝等の役割が求められています。

今般の計画策定にあたっては、「川崎市地域福祉計画」「各区地域福祉計画」及び「川崎市地域福祉活動推進計画」がそれぞれ計画改定年であることから、「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」の趣旨を踏まえ、相互に連携を図りながら、計画を策定しました。

なお、「各区地域福祉活動計画」については、各区社会福祉協議会により、次期計画に向けて計画期間を調整していくとともに、事業展開においては、相互の連携の充実を図っていきます。

【地域福祉計画と地域福祉活動計画との関連性】



※市社会福祉協議会計画における人材育成、研修開催、災害への対応等、地域に対し全市的に取り組む事業については、各区地域福祉計画とも連携。

3 これまでの計画の進捗状況と課題

第1期計画での取組（平成16（2004）～平成20（2008）年度 ※3年程度を目安に点検・見直し）

すべての人が地域の中で健やかに安心して生活が送れるように、その人らしい自立を支援することにより、その人の自己実現を図っていく。

【基本理念】「活力とうるおいのある地域づくり」

【基本目標】

- （1）いつまでも、誰でもが生き生きと自立した生活を送ることができる
- （2）共に生き、共に手をつなぐことによって、心が通うことができる
- （3）誰もが地域社会の一員として、社会的活動に参加することができる

第2期計画への課題

- （1）地域における人と人とのつながりの再構築
- （2）社会福祉の変化への対応
- （3）地域の実情に合った取組の推進

第2期計画での取組（平成20（2008）～平成22（2010）年度）

住み慣れた地域の中で、安全・安心で自立した生活が送れ、人と人との支え合いや助け合いなどの共助を育み、すべての人が生きがいを持ち、心豊かな暮らしができるような活力ある地域づくりを市民と共にめざす。

【基本理念】「活力とうるおいのある地域づくりをめざして」

【基本目標】

- （1）サービス利用者の意向を尊重した施策の充実
- （2）保健・医療・福祉サービスの質の向上に向けた体制整備
- （3）地域福祉活動への住民参加の促進に向けた基盤整備

第3期計画への課題

- （1）社会の変化に対応した福祉サービスの提供とともに地域でのつながりの構築
- （2）一人ひとりの自立を基本とした社会福祉の仕組みの変化への対応
- （3）市民の活動の活発化と連携した仕組みづくり

第3期計画での取組（平成23（2011）～平成25（2013）年度）

住み慣れた地域の中で、安全・安心で自立した生活が送れ、人と人との支え合いや助け合いなどの共助を育み、すべての人が生きがいを持ち、心豊かな暮らしができるような活力ある地域づくりを市民と共にめざす。

【基本理念】「活力とうるおいのある地域づくりをめざして」

【基本目標】

- （1）サービス利用者の意向を尊重した施策の充実
- （2）保健・医療・福祉サービスの質の向上に向けた体制の強化
- （3）地域福祉活動への住民参加の促進に向けた基盤整備

第4期計画への課題

- （1）孤立、虐待、ひきこもりなどの社会問題に対する対応
- （2）地域の困りごとを地域で解決するための仕組みづくり
- （3）防災・防犯による安心・安全に暮らせる地域づくり

第4期計画での取組（平成26（2014）～平成29（2017）年度）

誰もが生き生きと自立した生活を実現し、人と人との支え合いや助け合いを育み、効果的なサービス提供と住民・団体・企業などの多様な主体が連携した、「自立と共生の地域づくり」を進める。

【基本理念】「活力とうるおいのある地域づくりをめざして」

【基本目標】

- （1）サービス利用者の意向を尊重した施策の充実
- （2）保健・医療・福祉サービスの質の向上に向けた体制の強化
- （3）地域福祉活動への住民参加の促進に向けた基盤整備

第5期計画への課題

- （1）孤立、虐待、ひきこもりなどの社会問題に対する対応
- （2）地域の困りごとを地域で解決するための仕組みづくり
- （3）防災・防犯による安心・安全に暮らせる地域づくり

4 地域共生社会の実現に向けた動向

わが国においては、これまで公的な福祉サービスが、高齢者・障害者・子どもといった対象者ごとに、典型的と考えられるニーズに対して、専門的なサービスを提供することで、福祉施策の充実・発展を図ってきました。

しかしながら、各種制度の成熟化が進む一方で、人口減少、家族・地域社会の変容などにより、既存の施策展開だけでは対応が難しい面が表出しています。言い換えれば、制度が対象としない生活課題を抱える世帯への対応など、ニーズの多様化・複雑化に伴って新たな対応が求められています。

こうした中で、平成 28（2016）年6月に、誰もが生きがいを感じられる全員参加型の社会を創ることをめざして、「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、その中で、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的なサービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現が掲げられています。

厚生労働省では、平成 28（2016）年7月に、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置され、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みをつくっていくことをめざしています。

具体的には、地域づくりの取組の支援とともに、個々の課題を持った住民に対して、福祉サービスへつなぐことも含めて、個人を「丸ごと」支援できる総合相談支援体制が必要となっています。

本市においては、これに先駆けて、「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」を策定し、平成 28（2016）年4月に、各区役所保健福祉センター内に、地域みまもり支援センターを設置しました。地域みまもり支援センターにおいては、保健福祉センター内の各部署と連携し、高齢者、障害者、子ども、子育て中の親、現時点でケアの必要がない人など、すべての住民を対象として、「個別支援の強化」と「地域力の向上」を図り、行政内部の専門職種のアウトリーチ機能を充実し、連携を強化するとともに、地域包括支援センター、障害者相談支援センター、こども家庭センター、地域子育て支援センターなどの専門相談支援機関等をはじめとした地域における多様な主体との円滑な連携の推進をめざしています。

さらに、本市における地域包括ケアシステムの構築に向けて、市内の保健・医療・福祉分野だけでなく、産業、教育分野などの多様な関係機関による顔の見える関係づくりを主体的に進めるための協議の場として、「川崎市地域包括ケアシステム連絡協議会」を設置し、主体的な連携の仕組みづくりを進めています。

【「地域共生社会」の実現に向けて】

「地域共生社会」とは

- ◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて、『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

改革の背景と方向性

公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換

- 個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援
- 人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービス提供の支援

『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換

- 住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す
- 地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す

改革の骨格

地域課題の解決力の強化

- ・住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制を整備
- ・複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築
- ・地域福祉計画の充実

地域を基盤とする包括的支援の強化

- ・地域包括ケアの理念の普遍化：高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築
- ・共生型サービスの創設
- ・市町村の地域保健の推進機能の強化、保健福祉横断的な包括的支援のあり方の検討

「地域共生社会」の実現

- ・多様な担い手の育成・参画、民間資金活用の推進、多様な就労・社会参加の場の整備
- ・社会保障の枠を超え、地域資源（耕作放棄地、環境保全など）と丸ごとつながることで地域に「循環」を生み出す、先進的取組を支援

- ・対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設の検討
- ・福祉系国家資格を持つ場合の保育士養成課程・試験科目の一部免除の検討

地域丸ごとのつながりの強化

専門人材の機能強化・最大活用

出典：厚生労働省資料をもとに作成

5 2025年を見据えたためすべき姿

(1) 地域福祉とは

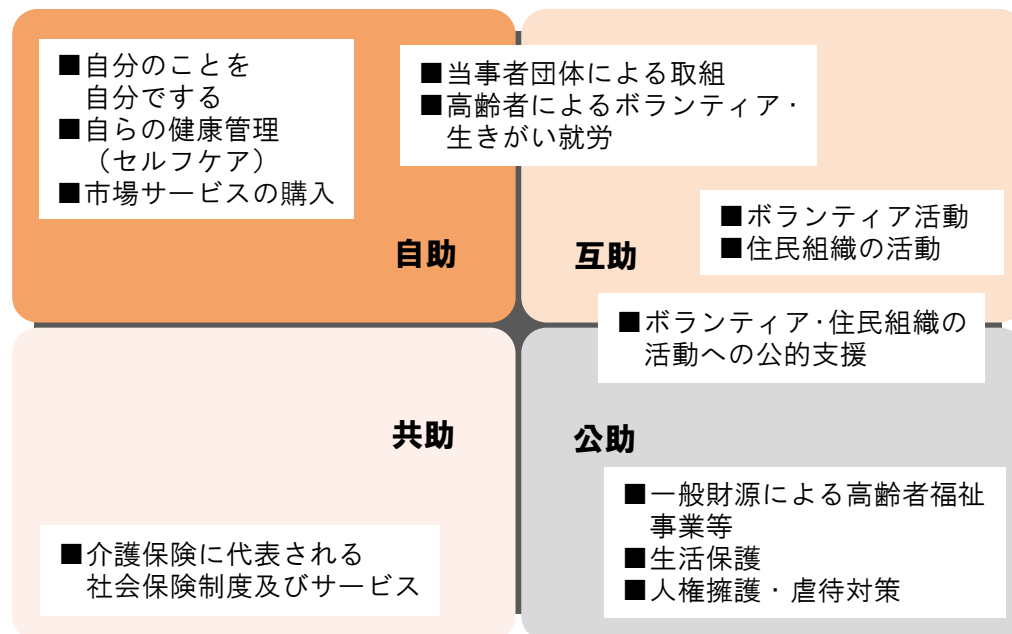
社会福祉の問題は、特別な問題ではありません。私たちが日常生活を送る上で誰もが抱える問題です。私たちは、生まれてから死を迎えるまでの生涯を通じて多かれ少なかれ、必要に応じて、他人の支援を得て問題を解決しながら生きています。

その支援は、法律などによって制度化された公的なサービス、あるいは家族、友人、近隣住民などによる支援など様々ですが、私たちは問題を自分以外の人から援助や支援を得て、解決しながら生活を継続しています。

地域福祉の概念は、社会福祉法第4条に「地域福祉の推進」として位置付けられています。地域福祉とは、「住み慣れた地域社会の中で、家族、近隣の人々、知人、友人、近隣住民などとの社会関係を保ち、自らの能力を最大限発揮し、誰もが自分らしく、誇りを持って、家族及び地域の一員として、日常生活を送ることができるような状態をつくっていくこと」と考えられます。

そのためには、まずは社会の中のサービスを利用することも含めて自分でできることは自分でする「自助」、近隣の助け合いや、ボランティアなどの顔の見えるお互いの支え合いの取組としての「互助」、お互いの支え合いを基本として制度化されたもので、介護保険や医療保険に代表されるリスクを共有する人々で負担する取組としての「共助」、困窮など自助・互助・共助では対応が難しいことで公的な生活保障を税により取り組む「公助」の組み合わせによる取組が求められています。

【「自助・互助・共助・公助」の関係性】



出典：地域包括ケア研究会報告書をもとに作成

(2) 地域福祉の対象者と担い手

地域福祉の対象者は、年齢、性別、障害の有無などに関わりなく、地域で暮らす、すべての人々です。

地域福祉の担い手も、地域住民、町内会・自治会、学校、社会福祉協議会、NPO法人等関係団体、ボランティア、民生委員児童委員、社会福祉施設等の職員、福祉関係事業者、保健医療事業者、行政など、あらゆる人々が地域福祉の担い手です。

市民と行政との関係について、本市では「川崎市自治基本条例」を制定し、市民と議会と市長等が行うそれぞれの自治運営の役割と責務等を定めています。

(参考)「川崎市自治基本条例」の要旨

自治の基本理念—市民自治

自治の基本理念として、市民と市が、ともに確立をめざす「市民自治」について規定しています。

「市民自治」とは、市民自らが地域社会の課題を解決していくことを基本に、その総意によって確立した自治体（川崎市）に自らの代表を送り、市政に参加し、市の仕事を監視することなどにより、市民の意思を自治体運営に反映させる「住民自治」と、国等との対等で相互協力の関係に基づいた自律的な運営によって保障される「団体自治」とによって確立されるものとしています。

さらに、川崎市自治基本条例では、①市政に関する情報を共有する「情報共有の原則」、②市民の参加の下で市政が行われる「参加の原則」、③暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう協働を行う「協働の原則」の3つの基本原則を掲げています。

(3) 2025 年に向けて想定される課題とめざす姿

本市における高齢化は今後急速に進み、現在、高齢者数は 29 万 4 千人（平成 28 年 10 月 1 日現在）ですが、2025 年には 34 万人まで増加することが見込まれます。特に、75 歳以上の後期高齢者については、13 万 9 千人から、2025 年には約 20 万人まで増加することが見込まれます。

さらに、人口動態と関連して、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加や、認知症高齢者の急増など、地域社会が変容していくものと考えられます。

こうした中で、本市においては「地域包括ケアシステム推進ビジョン」を策定し、2025 年を目標に、地域包括ケアシステム構築に向けて、各関連の行政計画において具体的な取組を進めていくことをめざしています。そのため、2025 年に向けて、関連行政計画間の中長期的・横断的な課題とめざすべき姿について、計画横断的なテーマとして「地域の基盤」「安心・安全」「健康・予防」「権利擁護」「次世代育成」「社会参加」「地域資源」のテーマごとに、課題とめざすべき姿を整理しました。

こうした考え方をもとに、各関連行政計画間で横断的に計画期間内に取り組み、大枠として、2025 年の目標に向けて取組を推進していくこととします。

【2025（平成 37）年に向けて想定される課題とめざす姿】

	現状の課題と 2025（平成 37）年に向けて想定される課題	2025（平成 37）年に向けてめざす姿
地域の基盤	<ul style="list-style-type: none"> ○人口構成や住宅環境、地域でのつながりなどについて、市内においても地域差が出てきており、担い手の確保など、地域におけるこれまでの取組を継続していくことが難しい状況が差し迫ってきている。 ○単身世代・夫婦のみ世帯・ひとり親世代・孤立している子育て世代・介護世帯等の増加により、家族機能を補完する地域の機能がますます必要となってきた。 	<ul style="list-style-type: none"> ○多くの地域で、地域の状況に応じた住民主体の課題解決に向けた取組が行われている。 ○高齢者は支えられる側という意識が薄まり、様々な形態で高齢者世代の多くの方が地域の活性化に関わっている。 ○行政や社会福祉協議会などの公的機関は、基本的な役割を担いながら、各地域の課題解決に向けた支援を行っている。
安心・安全	<ul style="list-style-type: none"> ○支援に結びつかない人を地域の中で気にかかけ、必要に応じて、専門多職種による支援につなげ、誰もが安心して暮らし続けられる地域づくりが課題となっている。 ○大規模災害に備えた自助、互助、共助、公助による取組の推進が求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○困ったときに声をあげられる地域づくりが進むとともに、いざというときに、周囲に相談できる環境づくりにつながっている。 ○日ごろからの見守り・支え合いの取組の充実を図り、災害時要援護者支援や防災を目的とした取組を進め、地域の安全・安心が広がっている。

	現状の課題と 2025（平成37）年に向けて想定される課題	2025（平成37）年に向けてめざす姿
健康・予防	○団塊の世代が後期高齢者に達し、要介護高齢者をはじめ、疾患を抱えている方が急増していく。	○健康づくり・介護予防の取組が進み、健康寿命が延伸している。
権利擁護	○少子高齢化、世帯人員の減少などにより、地域で暮らす高齢者や障害者などへの権利擁護のニーズが増大している。身近で適時適切な支援が求められている。	○権利擁護事業や成年後見制度への理解が進み、利用が促進されて、高齢者や障害者などが自己決定・自己実現をできる環境が広がっている。
次世代育成	○地域のつながりが希薄化している中で、住民が自ら暮らしている地域に関心を持ち、市民参加が進んでいくような取組を広げていくことが必要となっている。 ○子どもや若者が、地域の中で社会的孤立に陥らず、地域で暮らしていける環境づくりが必要となっている。	○次世代を対象とした地域でのつながりを育てていくための取組が地域の多様な機関により取り組まれ、子どもたちの地域への愛着が育まれている。
社会参加	○障害者や病気がある人も、住み慣れた地域や望む場で自立した生活を送れるように、障害や病気への理解、個々人に応じた社会参加がより必要となっている。	○障害や病気への市民の理解が進み、お互いに支え合い、助け合う、地域社会づくりの意識が高まり、すべての市民の個々人に応じた社会参加が促されている。
地域資源の活用	○限られた資源を効率・効果的に活用していくための地域福祉におけるコーディネート機能の必要性が高まっている。	○既存の資源に関する情報を共有し、市民、事業者、行政など多様な主体が協働・連携し、地域の課題に対するきめ細やかな対応が図られている。

6 第5期計画期間における施策の方向性

(1) 地域福祉計画推進における圏域の考え方

本市における地域福祉計画推進においては、人口 150 万人を超える中で、これまでの歴史や文化に根差した多様性があり、地域によって生活上の課題も異なるため、市域全域で考えることは難しく、これまで計画づくりにおいても市計画及び各区計画を策定してきました。

また、生活の身近な課題や問題を発見し、住民を中心とした地域福祉活動を展開するには、区、さらに地域の実情に応じたより小さな圏域を単位とすることが望ましく、今般の計画においては「区域」を第1層とし、これまで、身近な地域において、相談や居場所など、地域の課題に公的に対応し地域づくりを進めてきた概ね中学校区を基本とする「地域ケア圏域」を第2層と整理しました。さらに、より小規模な地域で考えていくことも重要であり、概念的に「小地域」として第3層と整理しました。

今回の整理においても、第1層よりも小さいエリアについては、同じ階層であっても実際のエリアが異なっているケースもありますが、地域の実情に応じて、圏域ごとの取組がより一層進められていくように検討していく必要があります。

【地域福祉向上に向けた取組を推進する上での圏域】

	圏域	圏域の考え方
第3層	小地域 町内会・自治会（約 650） 小学校区（約 110 校区） など	（例示） <ul style="list-style-type: none"> 町内会・自治会の班（組）程度の日常的な支え合いを基本としながら、民生委員児童委員などが、地域の状況を把握し、見守りや日常の生活支援などを行う。 地域住民の生活課題の解決に向けて、見守りなど具体的に日常的な活動を行っていくことが求められる。 P T Aを中心に、子どもの健やかな成長ができる教育環境づくりを各学校と共に推進していく。 など
第2層	地域ケア圏域（中学校区程度） （50 圏域程度） 人口平均 30,000 人程度 いこいの家（48 か所） 地域包括支援センター（49 か所） こども文化センター（58 か所）	<ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センターやいこいの家など、身近な地域において、相談や居場所など、地域の課題に公的に対応し、地域づくりを進める。 地区社協や地区民児協を組織し、活動を推進している。
第1層	区域（7区） 人口 16 万人～25 万人程度	<ul style="list-style-type: none"> 効果的なサービス提供を実現するために区社協、地域みまもり支援センターなどの公的機関があり、区役所が中心となって、地域課題を把握し、住民と共有しながら、各地域を支援する地域福祉を推進する。
第0層	市域 人口 約 150 万人	<ul style="list-style-type: none"> 市全体の調和を保ちながら地域福祉の向上を図るための取組を推進する。

(2) 計画の基本理念・目標

第5期計画では、第4期計画中の新たな課題や引き続き検討すべき課題、地域福祉実態調査のニーズ、さらに、国における「地域共生社会の実現」の考え方などを踏まえ、「市民一人ひとりが共に支え合い安心して暮らせる ふるさとづくり～川崎らしい都市型の地域包括ケアシステム構築をめざして～」を基本理念としました。さらに、①「住民が主役の地域づくり」、②「住民本位の福祉サービスの提供」、③「支援を必要とする人が的確に支援につながる仕組みづくり」、④「連携のとれた施策・活動の推進」の4つの基本目標を掲げ、地域福祉の向上を推進します。

また、施策の展開にあたっては、本市は都市部特有の地域のつながり等について、希薄な一面もある一方で、①日常生活を送る上での地域資源が比較的集約されている地理的特徴、②ボランティア活動などの市民活動が盛んに行われてきたこと、③高い産業集積を持ち、魅力ある民間資源も多くあること、これらの強みを活かして、本市の地域包括ケアシステム推進ビジョンに掲げる「誰もが住み慣れた地域や自ら望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現」につなげられるように取組を推進します。

基本理念

市民一人ひとりが共に支え合い安心して暮らせる ふるさとづくり
～川崎らしい都市型の地域包括ケアシステム構築をめざして～

基本目標

- ①住民が主役の地域づくり
- ②住民本位の福祉サービスの提供
- ③支援を必要とする人が的確につながる仕組みづくり
- ④連携のとれた施策・活動の推進

① 住民が主役の地域づくり

地域で暮らす人々が相互に理解し、主体的に地域福祉活動等へ参加していくことで、人と人のつながりを持ち、助け合い、支え合うことができるような仕組みづくりが重要となっています。そのため、健康・生きがいづくりや、地域福祉の担い手づくり、活動・交流の場づくりを進め、すべての人が「生きがい」を持ち、心豊かな暮らしができるような活力ある地域づくりをめざします。

② 住民本位の福祉サービスの提供

何らかのケアが必要となった際に、保健・福祉サービスやその他の在宅生活を支えるサービスを効果的に組み合わせて利用することが必要と考えられます。そのため、高齢・障害・児童・母子等に対する保健福祉サービスを着実に提供することをめざします。さらに、広く福祉に関する情報提供や、相談支援のネットワークの包括化、サービスの質の向上・人材確保に向けた研修の実施、権利擁護に関する取組などを着実に推進します。

③ 支援を必要とする人が的確につながる仕組みづくり

今日、災害時の避難支援、一人暮らし高齢者等の見守り、虐待への適切な対応、生活困窮者の自立支援など、これまでの広く地域福祉を推進していく取組とともに、特化したテーマへの対応の重要性が増しており、こうした今日的な課題に特化した形での取組をこれまでの地域力を活かしながら推進します。

④ 連携のとれた施策・活動の推進

地域福祉の推進に向けては、まずは専門多職種による連携が必要です。そのため、保健・福祉・医療をはじめとした、様々な分野・職種間における連携を図り、「顔の見える関係づくり」を進めます。さらに、地域住民も加えたネットワークづくりを進めることを促し、こうした取組を通じて、様々な場面での連携を進めます。また、施策の推進の中でも、他分野との連携のとれた施策展開を図ります。

7 第5期計画の実施状況の点検・見直し

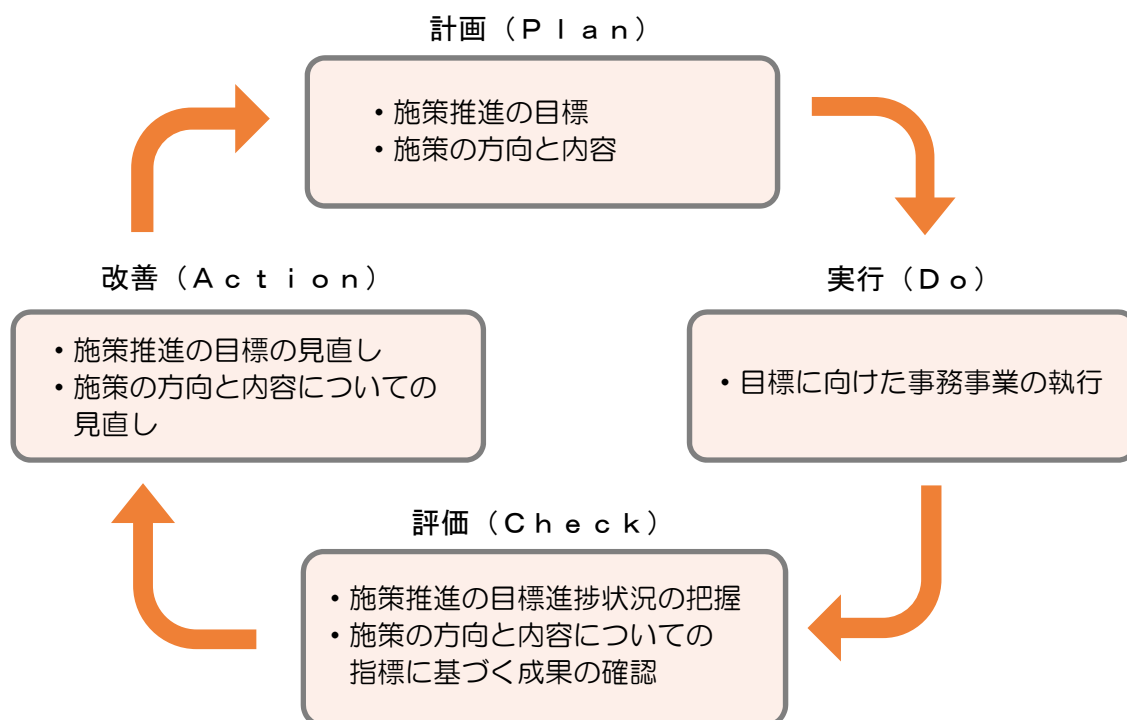
本市においては、学識経験者や、地縁組織・福祉関係団体の代表者等を委員とする「川崎市社会福祉審議会地域福祉専門分科会」において、地域福祉に関する状況の把握や、川崎市地域福祉計画の策定・実施状況の点検・見直しを行ってきました。

あわせて、各区地域福祉計画について、川崎市地域福祉計画を基本としながら、地域の実情に応じて、区独自の取組を中心に計画を策定しており、主な取組を中心に各区地域福祉計画推進会議（会議名は、別名称となっている区もあります）において、計画の策定・実施状況の点検・見直しを行ってきました。

第5期計画期間においても、各区地域福祉計画推進会議における区計画の点検も踏まえて、同地域福祉専門分科会において計画の進捗状況を報告し、PDCAサイクルにより、地域福祉に関する状況把握、地域福祉施策の進行管理、課題の検討・評価等を行い、施策の一層の充実に努めます。

また、具体的な事務事業については、総合計画における事務事業点検を活用しながら、評価を行っていき、計画の進行管理を継続して行っていくことにより、次期計画（平成33（2021）～平成35（2023）年度）の策定につなげます。

【PDCAサイクル】



第5期川崎市地域福祉計画の施策体系図

基本理念

市民一人ひとりが共に支え合い安心して暮らせる ふるさとづくり
～川崎らしい都市型の地域包括ケアシステム構築をめざして～

施策の展開に向けた4つの基本目標

1 住民が主役の地域づくり

- (1) 誰もが参加できる健康・いきがづくり
- ①健康づくり事業
 - ②介護予防事業
 - ③生涯現役対策事業
 - ④生活習慣病対策事業
 - ⑤食育推進事業
- (2) 地域福祉活動への参加の促進
- ①民生委員児童委員活動育成等事業
 - ②老人クラブ育成事業
 - ③高齢者就労支援事業
 - ④青少年活動推進事業
 - ⑤地域における教育活動の推進事業
- (3) ボランティア・NPO活動等の支援
- ①市民活動支援事業
 - ②ボランティア活動振興センターの運営支援
 - ③NPO法人活動促進事業
 - ④地域に開かれた特色ある学校づくり推進事業
 - ⑤地域振興事業
 - ⑥地域福祉コーディネート技術研修
- (4) 活動・交流の場づくり
- ①地域福祉施設の運営（総合福祉センター、福祉パル）
 - ②いこいの家・いきいきセンターの運営
 - ③こども文化センター運営事業
 - ④地域の寺子屋事業

2 住民本位の福祉サービスの提供

- (1) 福祉に関する情報提供の充実
- ①地域子育て支援事業
 - ②老人福祉普及事業
 - ③福祉サービス第三者評価事業
 - ④地域福祉情報バンク事業
- (2) 包括的な相談支援ネットワークの充実
- ①地域包括支援センターの運営
 - ②障害者相談支援事業
 - ③児童生徒支援・相談事業
 - ④母子保健指導・相談事業
- (3) 保健・福祉人材の育成
- ①福祉人材確保対策事業
 - ・福祉人材バンク事業
 - ・福祉人材確保支援事業
 - ・福祉人材就労支援事業
 - ・人材開発研修センターの運営 他
- (4) 権利擁護の取組
- ①権利擁護事業
 - ・あんしんセンター運営の運営支援
 - ・成年後見制度推進事業
 - ②人権オンブズパーソン運営事業
 - ③女性保護事業
 - ④子どもの権利施策推進事業

3 支援を必要とする人が的確につながる仕組みづくり

- (1) 災害時の避難支援体制づくりの推進
- ①災害救助その他援護事業
 - ・災害時要援護者対策事業
 - ・大規模災害被災者等支援事業
 - ・被災者等支援事業
- (2) 一人暮らし高齢者等の見守りネットワークの推進
- ①地域見守りネットワーク事業
 - ②ひとり暮らし支援サービス事業
 - ③高齢者生活支援サービス事業
- (3) 虐待への適切な対応の推進
- ①高齢者虐待防止対策事業
 - ②障害者虐待防止対策事業
 - ③児童虐待防止対策事業
- (4) 生活に困難をかかえる人の自立支援
- ①生活保護自立支援対策事業
 - ②生活困窮者自立支援事業
 - ③ひとり親家庭の生活支援事業
 - ④子ども・若者支援推進事業
 - ⑤更生保護事業
- (5) ひきこもり対策等の推進
- ①社会的ひきこもり対策事業
 - ②自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業

4 連携のとれた施策・活動の推進

- (1) 保健・医療・福祉の連携
- ①がん検診等事業
 - ②妊婦・乳幼児健康診査事業
 - ③在宅医療連携推進事業
- (2) 市民・事業者・行政の協働・連携
- ①地域包括ケアシステム推進事業
 - ②認知症高齢者対策事業
 - ③社会福祉審議会の運営
 - ④地域福祉計画推進事業
 - ⑤多様な主体による協働・連携推進事業
 - ⑥居住支援協議会の運営
- (3) 社会福祉協議会との協働・連携
- ①社会福祉協議会との協働・連携

中原区地域福祉計画について

第1章

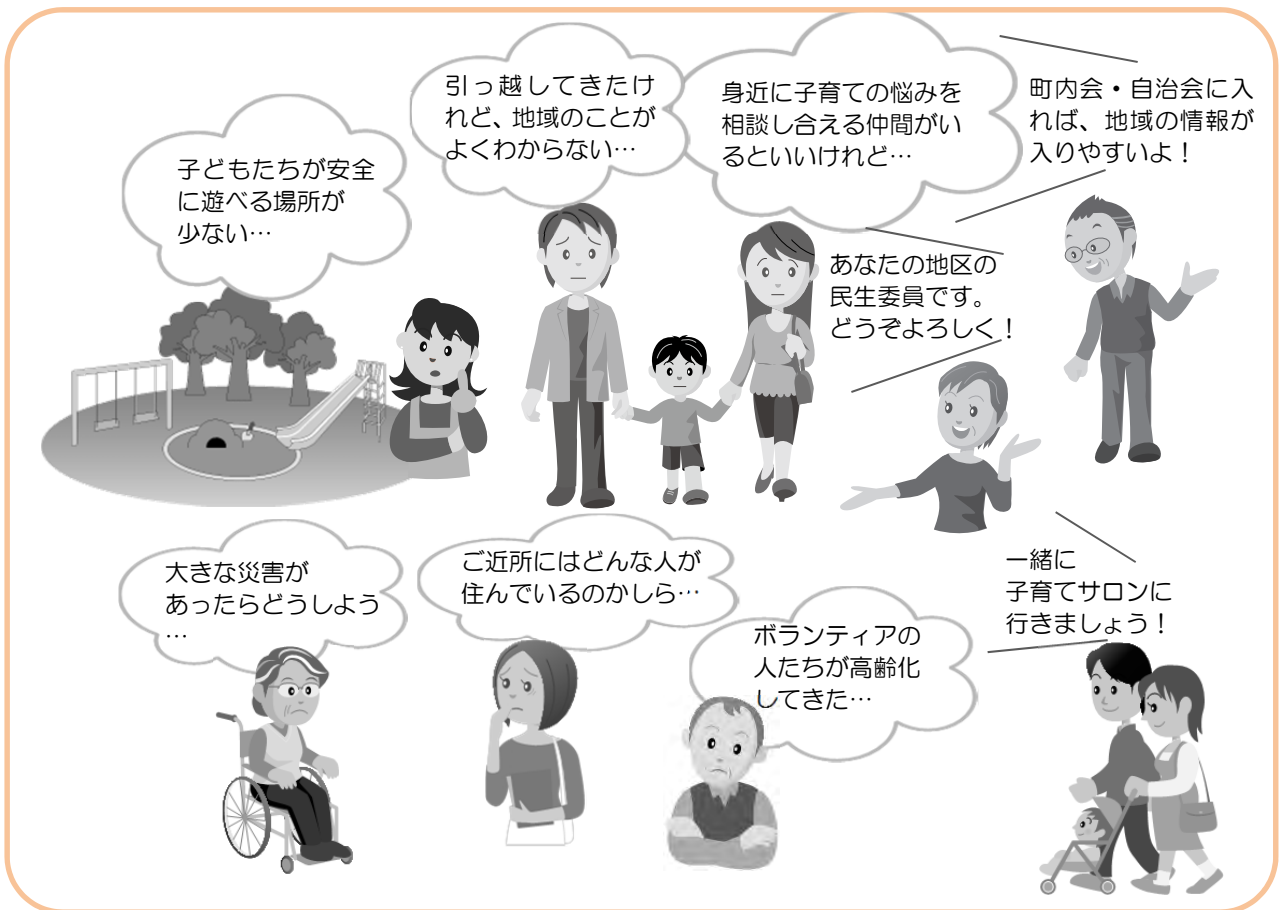
1 中原区地域福祉計画とは

(1) 中原区地域福祉計画の位置付けと策定の趣旨

中原区は7区で最も人口が多い区であり、大規模マンション等の集合住宅に住む人の割合が高くなっています。若い年代が多く、子どもの数も増えている一方、ひとり暮らし高齢者も増加傾向であり、障害のある人の数も増えています。様々な人が、それぞれの課題を抱え、いくつもの課題を抱えている人もいます。

「中原区地域福祉計画」は、区民が抱える生活課題に区民自らが主体となって取り組み、さらに地域全体で支援するための計画です。市全体の課題解決に取り組む「川崎市地域福祉計画」のもと、一人ひとりが自分の住む地域に関心を持ち、より身近な課題に向き合うことが求められます。

地域のつながりによる支え合いの仕組みをつくり、区民と区民を取り巻く様々な人、関係機関、行政などが協力し合い、暮らしやすい中原区をめざしましょう。

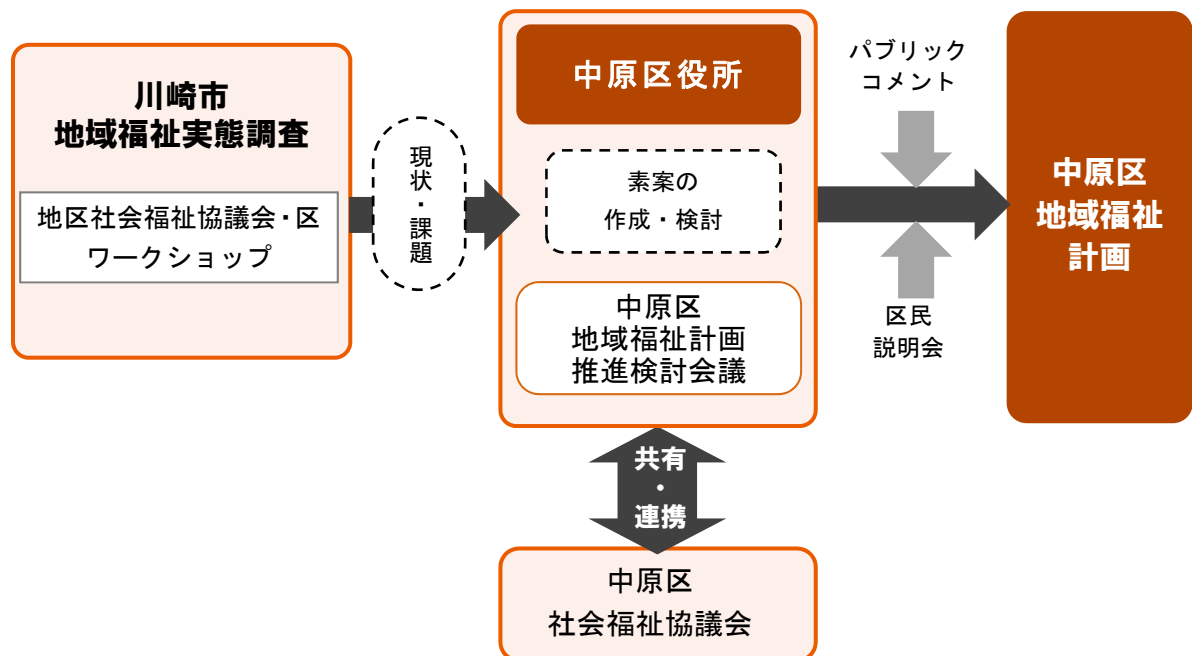


(2) 計画策定の流れ

「中原区地域福祉計画」を策定するにあたり、区民や地域福祉活動に携わっている機関・団体へのアンケート調査などで、地域の現状や課題を把握しました。また、各地区社会福祉協議会と協働でワークショップを開催し、課題の共有、情報交換を図りました。

そこで出た課題や現状を踏まえて、区内の各種団体を代表する委員などから構成される「中原区地域福祉計画推進検討会議」で、様々な視点から中原区での地域福祉の推進に向けた理念や基本方針、取組のあり方などの意見をいただきました。

計画素案は公表し、パブリックコメント*や区民説明会等でいただいた意見を踏まえてさらに検討し、この計画を策定しました。



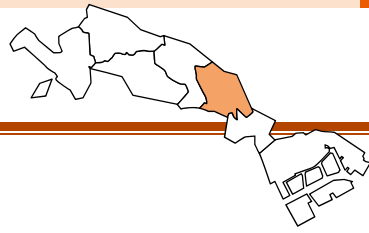
(3) 中原区社会福祉協議会との連携

中原区社会福祉協議会は中原区の福祉に関わる住民組織、ボランティア、福祉関係機関（行政も含めた）等が集まり組織されている民間の団体です。区社会福祉協議会では「中原区地域福祉活動計画」を策定し、様々な立場の団体との間で調整役となり、各分野の力を合わせることで安心して暮らせる中原区の実現をめざしています。

地域の課題や情報を共有し、連携して課題解決に取り組むことにより、共に支え合いのまちづくりを進めていきます。

* パブリックコメント：市民生活に重要な政策等を定める際に、これらの案や関連資料をあらかじめ公表して、広く市民から意見や情報を募集することを「パブリックコメント手続」（意見公募手続）と言います。意見公募の手続そのものを指す言葉としても用いられます。

2 中原区の地域の特徴



(1) 区の概況

中原区は本市のほぼ中央に位置し、多摩川沿いの緑やニヶ領用水の水辺、井田山などの自然に恵まれた平地の多い地域です。



北部の等々力緑地は、自然・文化・スポーツが楽しめる市を代表する緑地です。Jリーグの川崎フロンターレの本拠地等として利用されている等々力陸上競技場や、バスケットボールでは川崎ブレイブサンダース、富士通レッドウェーブ、バレーボールではNECレッドロケッツの試合も開催されるとどろきアリーナなど、各スポーツ施設のほか、市民ミュージアム、21世紀の森、釣池などがあり、区民の憩いの場となっています。

東京・横浜・川崎のいずれの方向にも交通の便がよく、特に武蔵小杉駅周辺は、市街地再開発事業などによる新しいまちづくりとして、大型商業施設や大規模マンションの建設が進んでいます。



公共施設や医療施設も多く立地しており、生活利便性が高いことから人口流入が続き、7区で最も人口の多い区となっています。また、20歳代から40歳代の人口割合が市の平均より高く、平均年齢も7区で最も低くなっています（平成29（2017）年10月1日現在）。

● 区の花 パンジー

区制25周年を記念して、区民の投票により平成10（1998）年1月に制定しました。下小田中のパンジーは、品質面でも高い評価を受けています。



● 区の木 モモ

市制90周年を記念して、区民の投票により平成27（2015）年3月に制定しました。かつては桃や梨などの果樹栽培が盛んで、現在もニヶ領用水沿いの桃並木が有名です。

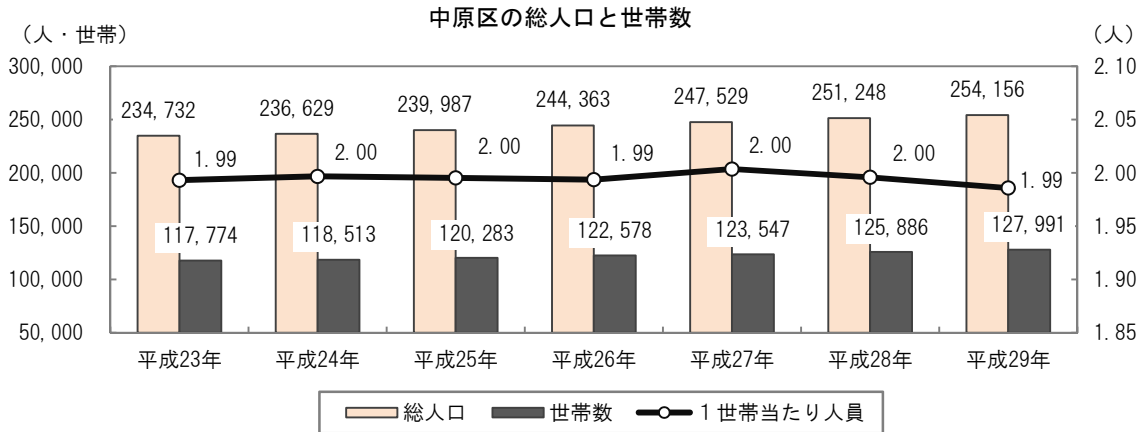


(2) 区の現状

① 総人口と世帯数

中原区の人口は増加を続けており、平成 29 (2017) 年 10 月 1 日現在で 254,156 人と、7区で最も人口の多い区となっています。

人口増加に対し、1世帯当たりの人員は 1.99 人となっており、平成 28 年からわずかに減少傾向となっています。



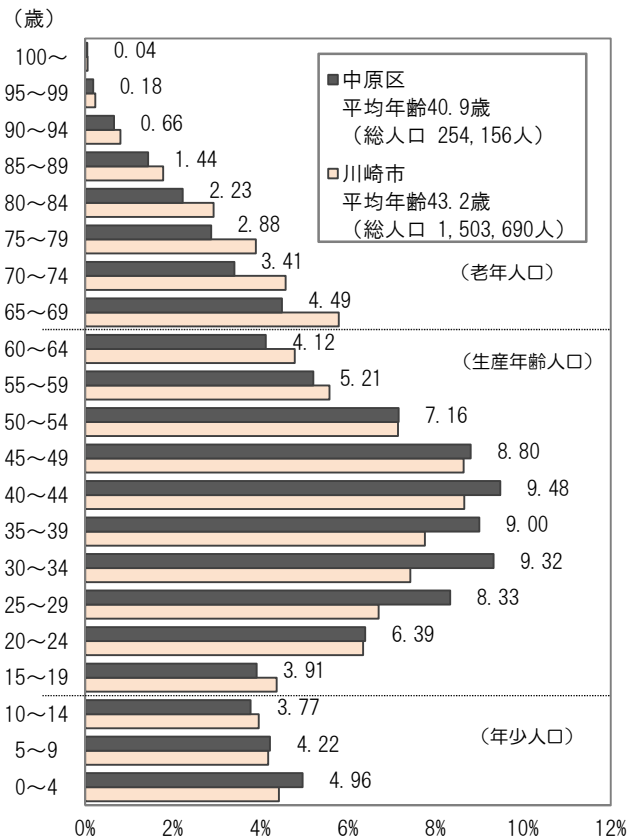
資料：川崎市統計情報「川崎市の世帯数・人口」(各年 10 月 1 日現在)

② 人口構成

● 年齢 5 歳階級別人口割合

年齢 5 歳階級別人口割合を市と比較すると、年少人口 (0~14 歳) では 0~9 歳の割合が市より高く、生産年齢人口 (15~64 歳) では 20~54 歳の割合が市より高くなっています。また、平均年齢は 7 区で最も低く、40.9 歳となっています。

年齢 5 歳階級別人口割合 (平成 29 年 10 月 1 日現在)

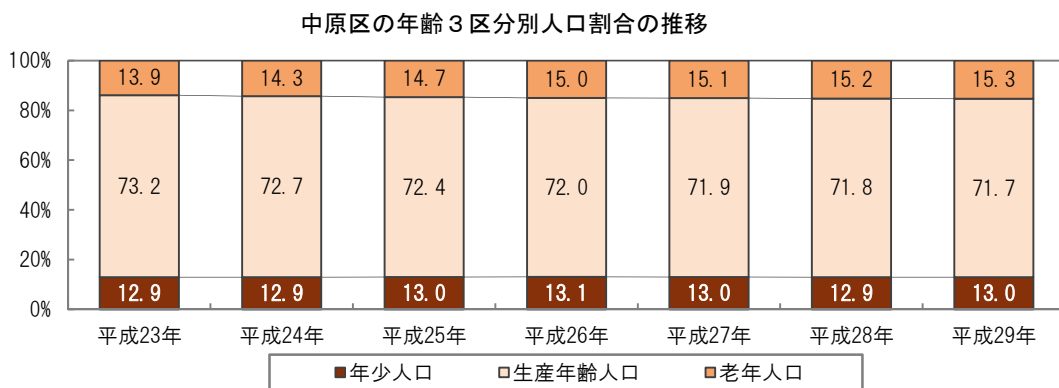
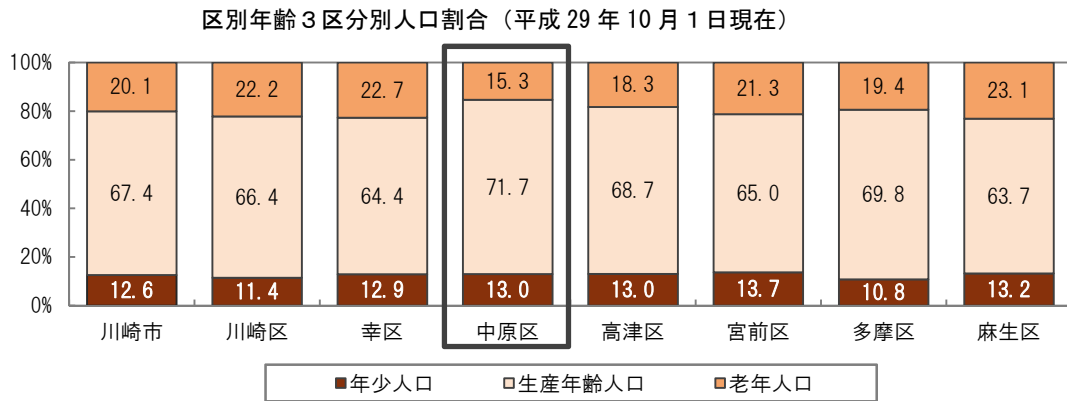


資料：川崎市統計情報「川崎市年齢別人口」(平成 29 年 10 月 1 日現在)

●年齢3区分別人口割合

年齢3区分別にみると、生産年齢人口の割合（71.7%）が7区で最も高く、また、老年人口（65歳以上）の割合（15.3%）は最も低くなっています。

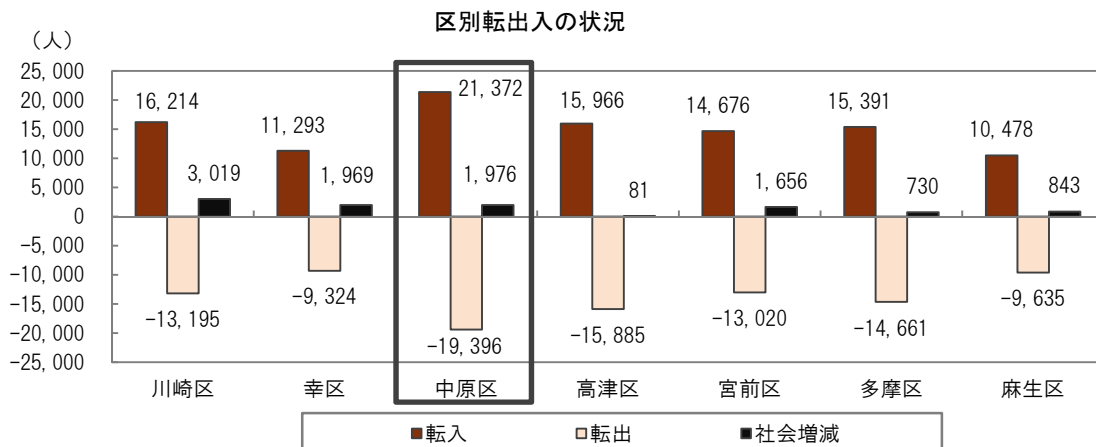
老年人口の割合は低いものの、区の推移をみると年々増加傾向にあります。



資料：川崎市統計情報「川崎市年齢別人口」（各年10月1日現在）

③ 転出入の状況

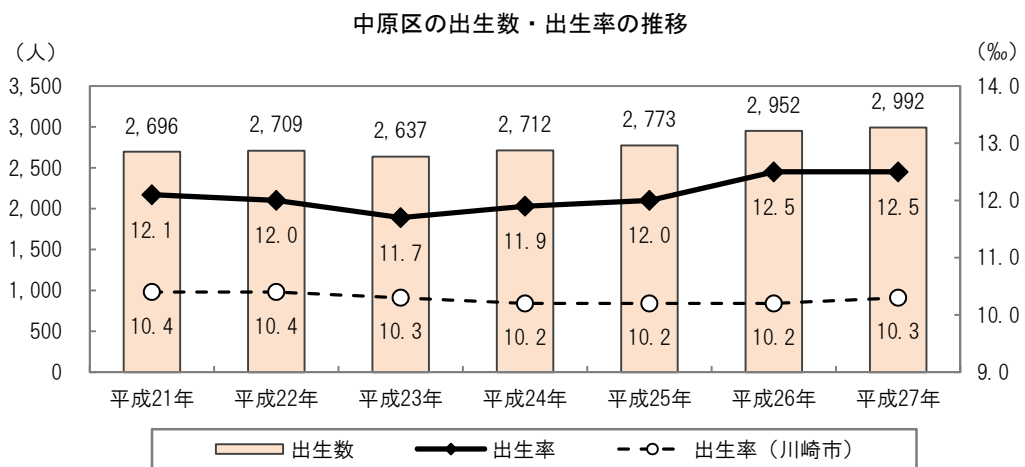
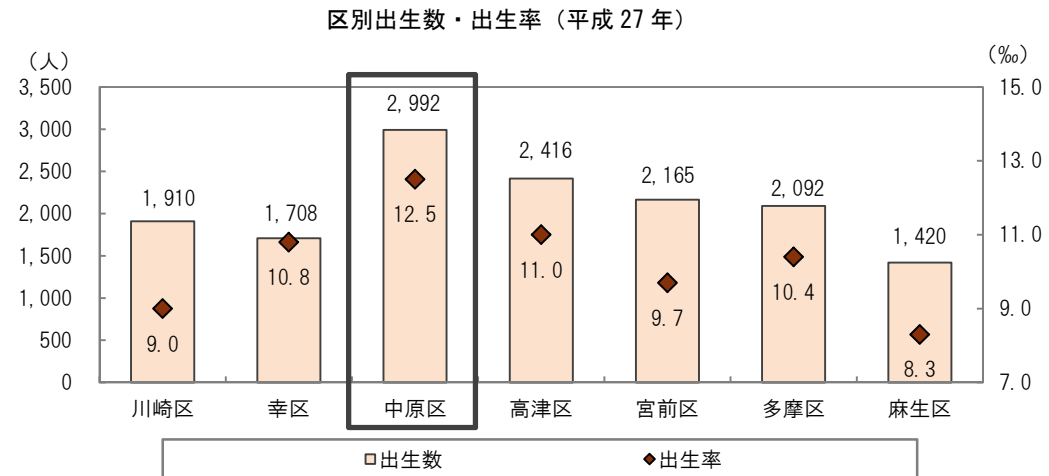
平成28（2016）年の転出入の状況をみると、1年間で約21,000人の転入、約19,000人の転出があり、ともに7区で最も多く、転入が転出を約2,000人上回っています。



資料：川崎市統計情報「区別月別人口動態」（平成28年1月～平成28年12月の合計）
 ※社会増減…住民の転入から転出を差し引いた人数。

④ 出生数・出生率の推移

平成 27（2015）年の出生数・出生率は、7区で最も高くなっています。区の出生数は平成 22（2010）年から平成 23（2011）年にかけて減少していますが、平成 24（2012）年には増加に転じ、平成 26（2014）年、平成 27（2015）年は出生率 12.5‰で推移しています。



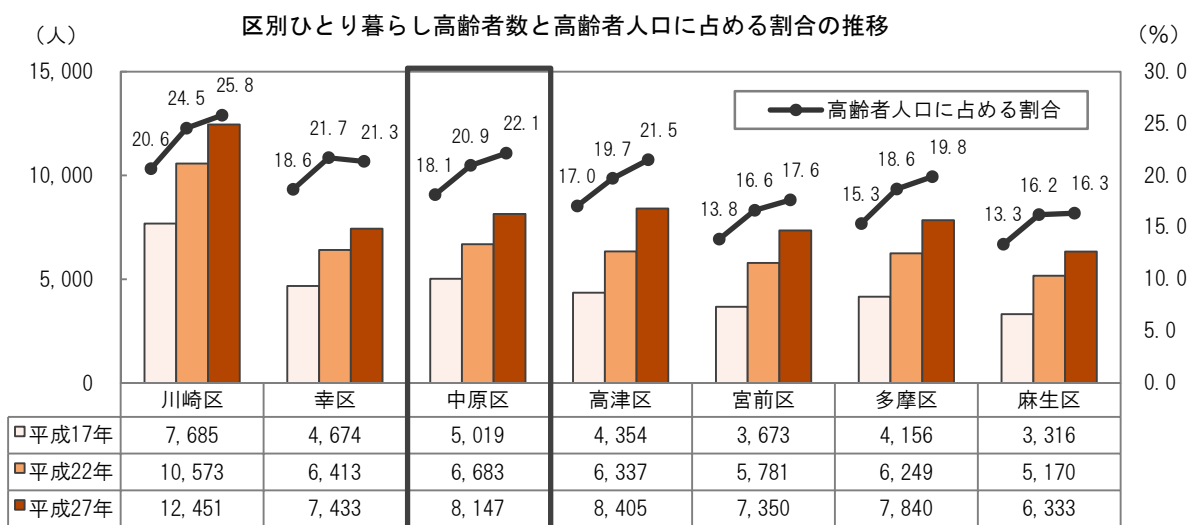
資料：川崎市健康福祉年報
 ※‰（パーミル）＝千分率（人口千対）

⑤ 高齢者の状況

●ひとり暮らし高齢者数と高齢者人口に占める割合の推移

平成 27（2015）年の国勢調査では、中原区は7区で3番目にひとり暮らし高齢者が多く、平成 22（2010）年から 1,464 人増加しています。

また、高齢者人口に占めるひとり暮らしの割合は 22.1%となっており、7区で2番目に高くなっています。ひとり暮らしの割合は上昇傾向が続き、平成 22（2010）年から 1.2 ポイント上昇しています。

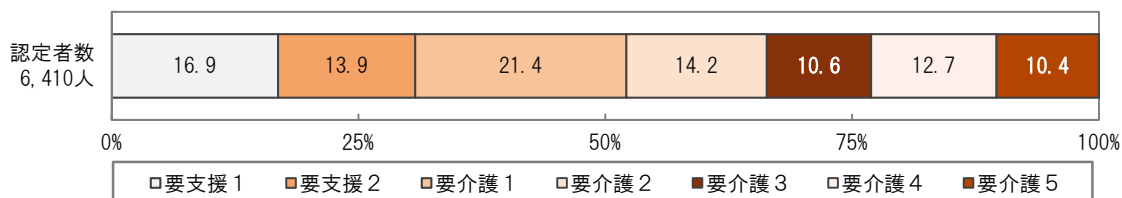


資料：国勢調査

●要介護認定者の要介護度割合

介護保険の第1号被保険者（65 歳以上）のうち、要介護・要支援認定者数は平成 28（2016）年3月31日時点で 6,410 人、認定率は 17.0%となっています。要介護・要支援認定者のうち、約3割が要支援1と要支援2です。

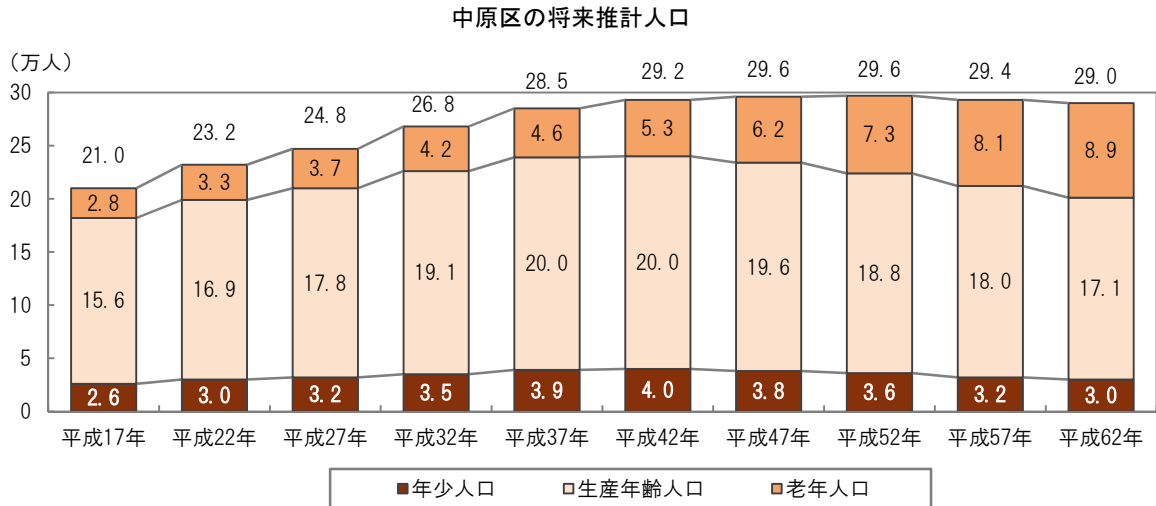
中原区の要介護認定者の要介護度割合（平成 27 年度末）



資料：川崎市統計書

●将来の高齢者の推計

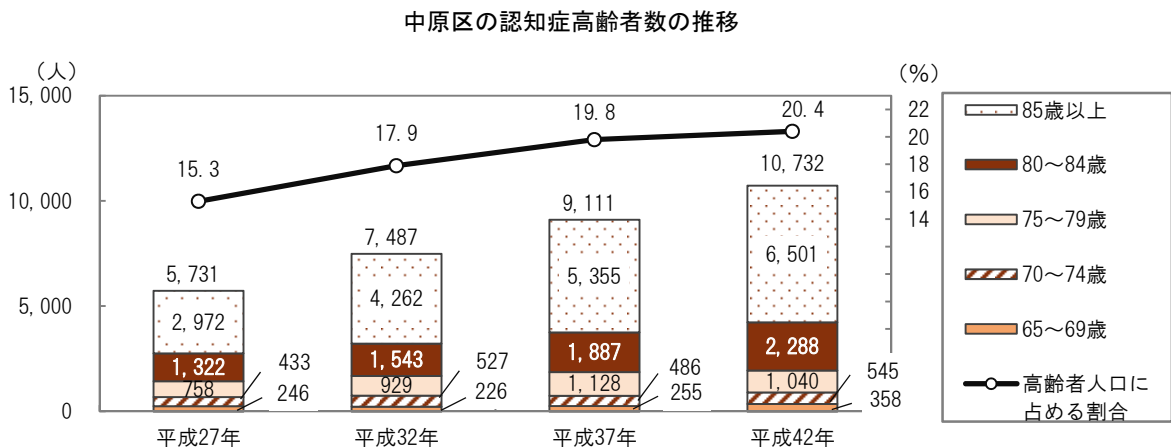
平成 29 (2017) 年の将来人口推計によると、中原区の人口は平成 52 (2040) 年にピークを迎えると推計されています。15~64 歳の生産年齢人口は平成 37 (2025) 年にピークを迎えますが、高齢者の人数(老年人口)は平成 32 (2020) 年には4万人を超えた後も増加を続けると推計されています。



資料：「川崎市総合計画第2期実施計画の策定に向けた将来人口推計について」平成 29 年5月 川崎市総務企画局

●認知症高齢者数の推計

認知症高齢者数は今後増加を続け、平成 42 (2030) 年には、約 10,700 人まで増加すると想定しています。

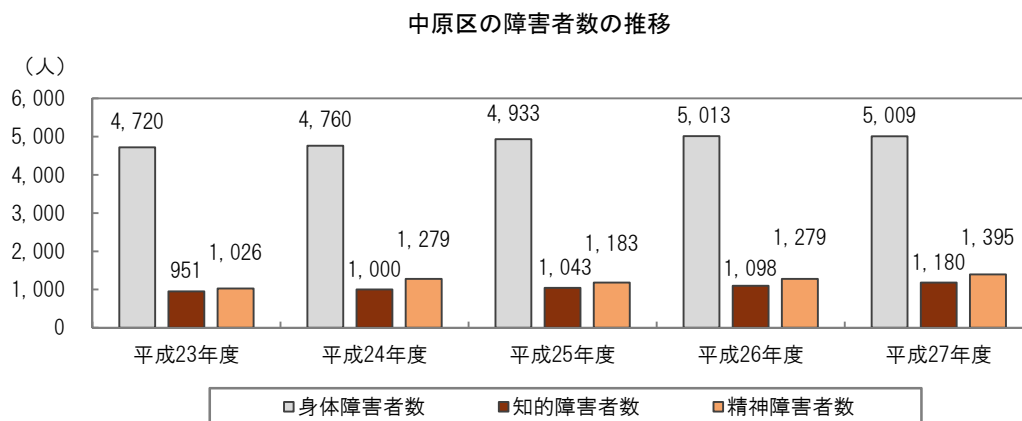


資料：「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」(平成 26 年度厚生労働科学研究費補助金 特別研究事業 九州大学二宮教授) から作成。

※平成 32 年以降の推計は、平成 27 年国勢調査をベースに、本市総務企画局が平成 29 年5月に公表した「川崎市総合計画第2期実施計画の策定に向けた将来人口推計について」に、認知症有病率を乗じて推計。認知症有病率に軽度認知障害(MCI)は含まれない。

⑥ 障害者数の推移

障害者数は、平成 27（2015）年度末で身体障害者手帳所持者数が 5,009 人、知的障害者数[※]が 1,180 人、精神障害者保健福祉手帳所持者数が 1,395 人となっており、いずれも増加傾向にあります。



資料：川崎市健康福祉年報（各年度末）
[※]知的障害者数は判定のみ受けて手帳を所持していない者も含む。

⑦ 児童虐待相談・通告の状況

川崎市では、子どもの安全と健やかな成長が守られるよう、平成 25（2013）年 4 月 1 日に「川崎市子どもを虐待から守る条例」が施行され、平成 26（2014）年 2 月には「川崎市児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画」を策定しています。

中原区の平成 28（2016）年度の児童虐待相談・通告件数は、児童相談所受付は 351 件、区役所受付は 78 件となっています。

児童虐待相談・通告件数受付状況（児童相談所）

	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	その他	計
平成28年度	538	282	351	292	241	224	199	7	2,134
平成27年度	478	291	280	259	227	228	145	12	1,920
平成26年度	423	256	229	270	209	238	149	18	1,792
平成25年度	347	164	201	235	245	222	131	31	1,576
平成24年度	209	131	180	186	229	183	102	17	1,237
平成23年度	277	134	177	216	180	184	139	13	1,320

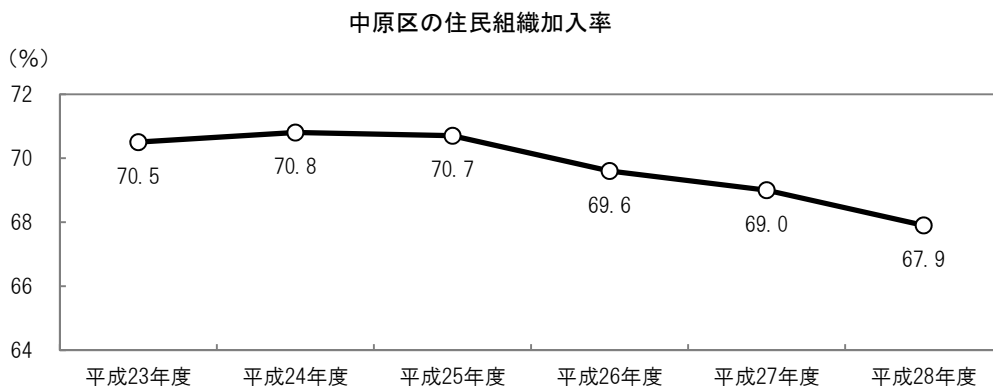
児童虐待相談・通告件数受付状況（区役所）

	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	計
平成28年度	243	100	78	91	82	64	83	741
平成27年度	195	66	52	75	85	97	44	614
平成26年度	117	82	61	105	64	111	58	598

資料：こども未来局「川崎市子どもを虐待から守る条例」第 21 条に基づく年次報告書及び報道発表資料「平成 28 年度児童相談所・区役所における児童虐待相談・通告件数」

⑧ 住民組織加入率の推移

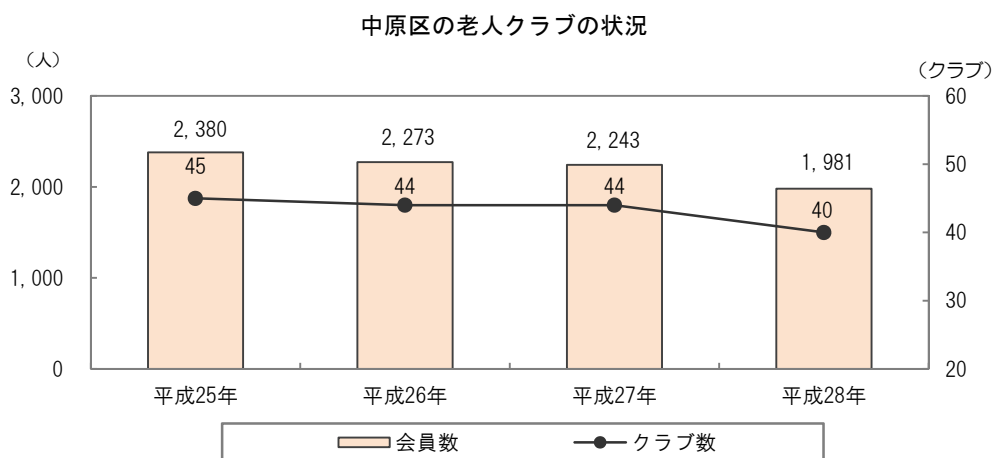
町内会・自治会等の住民組織加入率は平成28(2016)年度で67.9%となっており、平成26(2014)年度から70%を下回っています。



資料：川崎市統計書（各年度4月1日現在）

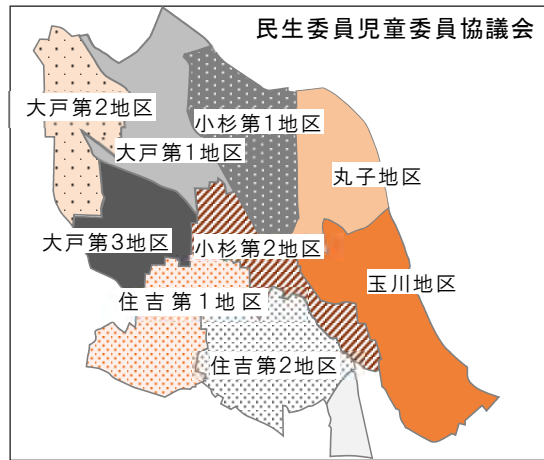
⑨ 老人クラブの状況

老人クラブの状況は平成28(2016)年度で会員数が1,981人となっており、平成25(2013)年度から毎年減少しています。



資料：川崎市統計書（各年度4月1日現在）

(3) 中原区地域福祉マップ



新城4丁目	28.5%
新城	25.9%
新城1丁目	24.7%
新城5丁目	22.9%
新城3丁目	22.5%

★	中原区役所
★	川崎市総合福祉センター（エボックなかはら）
★	川崎市社会福祉協議会
★	中原区社会福祉協議会（福祉パルなかはら）
★	中原市民館
★	かわさき市民活動センター

高齢者関連

◇ いこいの家	□ 地域包括支援センター
1 ごうじいこいの家	1 すみよし
2 等々力いこいの家	2 こたなか
3 中丸子いこいの家	3 ひらまの里
4 新城いこいの家	4 みやうち
5 西加瀬いこいの家	5 とどろき
6 井田いこいの家	6 いだ
7 丸子多摩川いこいの家	
	▲ いきいきセンター
	中原老人福祉センター

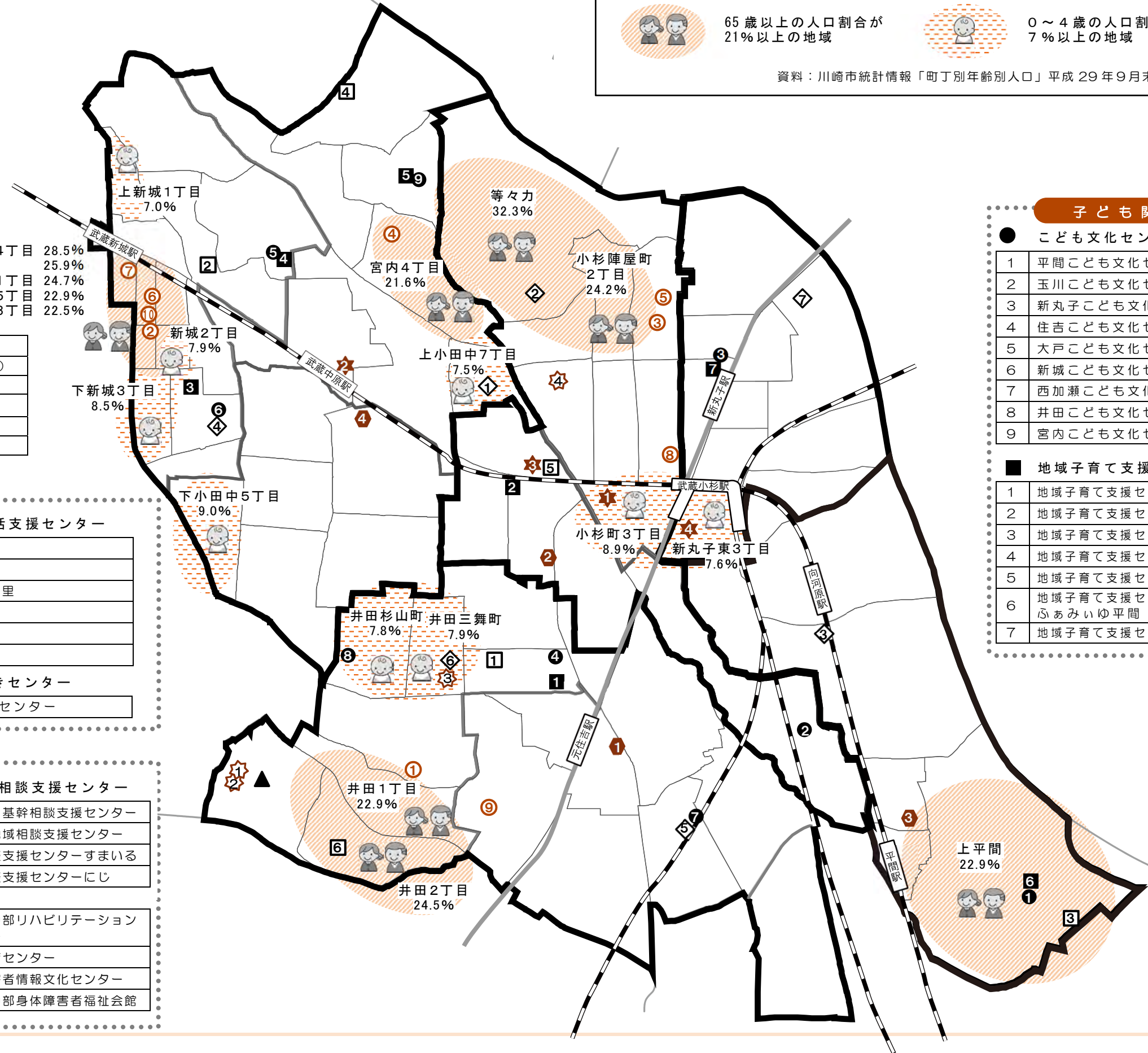
障害者関連

○ 地域活動支援センター	● 障害者相談支援センター
1 オアシス井田	1 なかはら基幹相談支援センター
2 川崎ダルク・デイケアセンター	2 いまい地域相談支援センター
3 すろーすてっぴ	3 地域相談支援センターすまいる
4 でんでん発信工房	4 地域相談支援センターにじ
5 ふれんど	
6 窓の会	★ 川崎市中部リハビリテーションセンター
7 メサ・グランテ	★ 中央療育センター
8 夢屋	★ 聴覚障害者情報文化センター
9 和工房 ゆいまーる	★ 川崎市中部身体障害者福祉会館
10 わとわ	

65歳以上の人口割合が21%以上の地域

0～4歳の人口割合が7%以上の地域

資料：川崎市統計情報「町丁別年齢別人口」平成29年9月末現在



子ども関連

●	こども文化センター
1	平間こども文化センター
2	玉川こども文化センター
3	新丸子こども文化センター
4	住吉こども文化センター
5	大戸こども文化センター
6	新城こども文化センター
7	西加瀬こども文化センター
8	井田こども文化センター
9	宮内こども文化センター
■	地域子育て支援センター
1	地域子育て支援センター虹・にじ
2	地域子育て支援センターちゃちゃ
3	地域子育て支援センターとも
4	地域子育て支援センターおおと
5	地域子育て支援センターみやうち
6	地域子育て支援センターふあみいゆ平間
7	地域子育て支援センターしんまるこ

3 区の課題

(1) 統計データからみえる課題

➡ 転入者が多く、人口増加が続いている

1年間で約2万人の転入者がおり、人口増加が続いています。今後も20年以上は人口が増加すると推計されています。転入者に対する情報提供を充実し、地域に関心を持ってもらう工夫が必要です。

➡ 高齢者人口の増加は続き、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者も増加傾向

高齢化率は高くないものの、人口増加に伴い高齢者人口も増加しています。高齢者のうち、5人に1人はひとり暮らしという状況です。今後は高齢化が進み、介護を必要とする高齢者や認知症高齢者も増加すると考えられます。声かけや見守りをしたり、認知症について正しい知識を得るなど、本人とその家族に対し、地域での支援が求められています。

➡ 障害のある人も増加傾向

人口増加に伴い、障害のある人も増加しています。障害のある人の高齢化だけでなく、その家族も高齢化しています。障害に加え、高齢による生活課題、生活の場所や支援する人の問題も考えなければいけません。障害者への合理的配慮等を通して、誰もが日頃からの支え合いについて考えを育む環境が求められます。

➡ 児童虐待相談・通告件数が増加

人口増加に伴い、子どもの数も増加しています。児童相談所・区役所に寄せられる虐待相談や通告件数が増えており、子育てについて悩みを抱える親や、地域とつながりを持たない子育て家庭に対する支援を考える必要があります。

➡ 町内会・自治会等の加入率が低下している

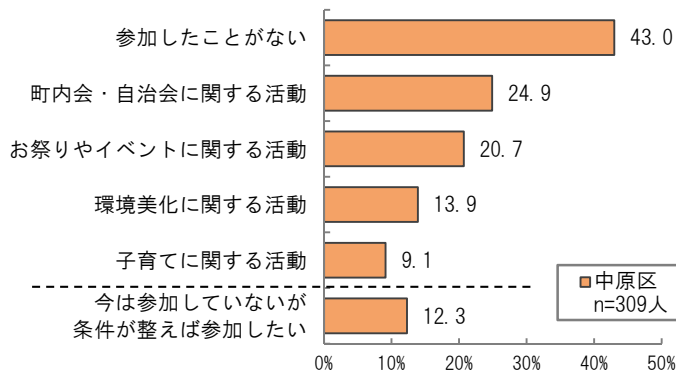
人口、世帯数は増加していますが、町内会・自治会等の住民組織加入率は低下を続け、70%を下回っています。若い年代が多く、転入者も多いことから、町内会・自治会の活動内容を周知し、入会のきっかけをつくる必要があります。

(2) 地域福祉実態調査からみえる課題

川崎市では地域福祉の実態把握を目的として、平成 28 (2016) 年度に、市民を対象とした「地域の生活課題に関する調査」と、市内で活動する地域福祉活動団体を対象とした「地域福祉活動に関する調査」を実施しました。そのうち、中原区の調査結果から、次のような課題がみられます。

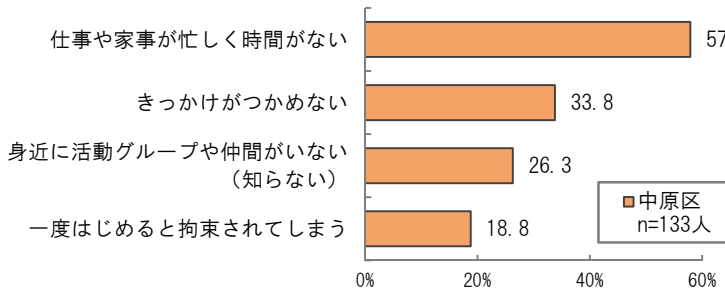
➡ 地域活動やボランティア活動の参加状況が低い

参加している地域活動等 (複数回答・上位6項目)



地域活動やボランティア活動に「参加したことがない」が 43.0%となっています。一方、「今は参加していないが条件が整えば参加したい」が 12.3%となっています。

地域活動等に参加したことがない理由 (複数回答・上位4項目)

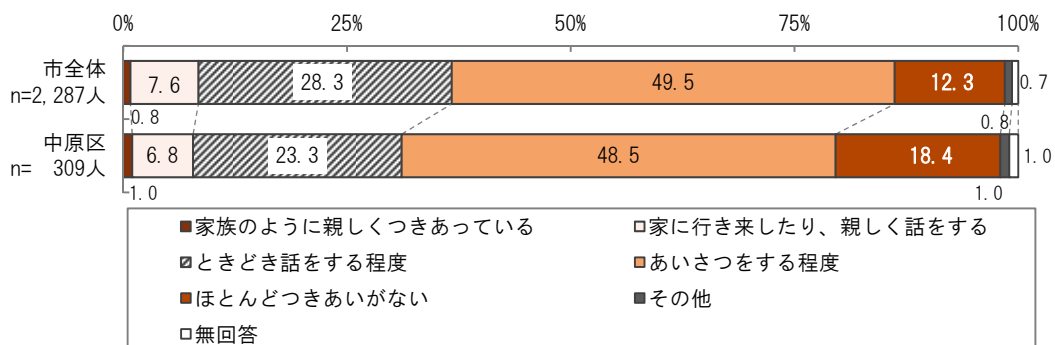


参加したことがない理由は、「仕事や家事が忙しく時間がない」が 57.9%となっていますが、「きっかけがつかめない」が 33.8%、「身近に活動グループや仲間がない (知らない)」が 26.3%となっています。

➡ 近所づきあいがあまりない

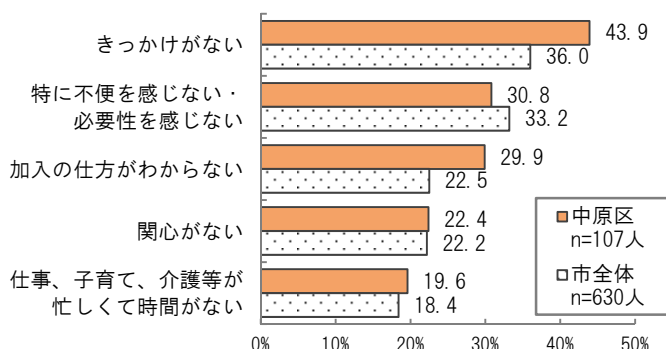
近所づきあいの程度は、「あいさつをする程度」が 48.5%、「ほとんどつきあいがなし」が 18.4%となっており、市全体と比べて高くなっています。

近所づきあいの程度



町内会・自治会に加入していない理由は「きっかけがない」

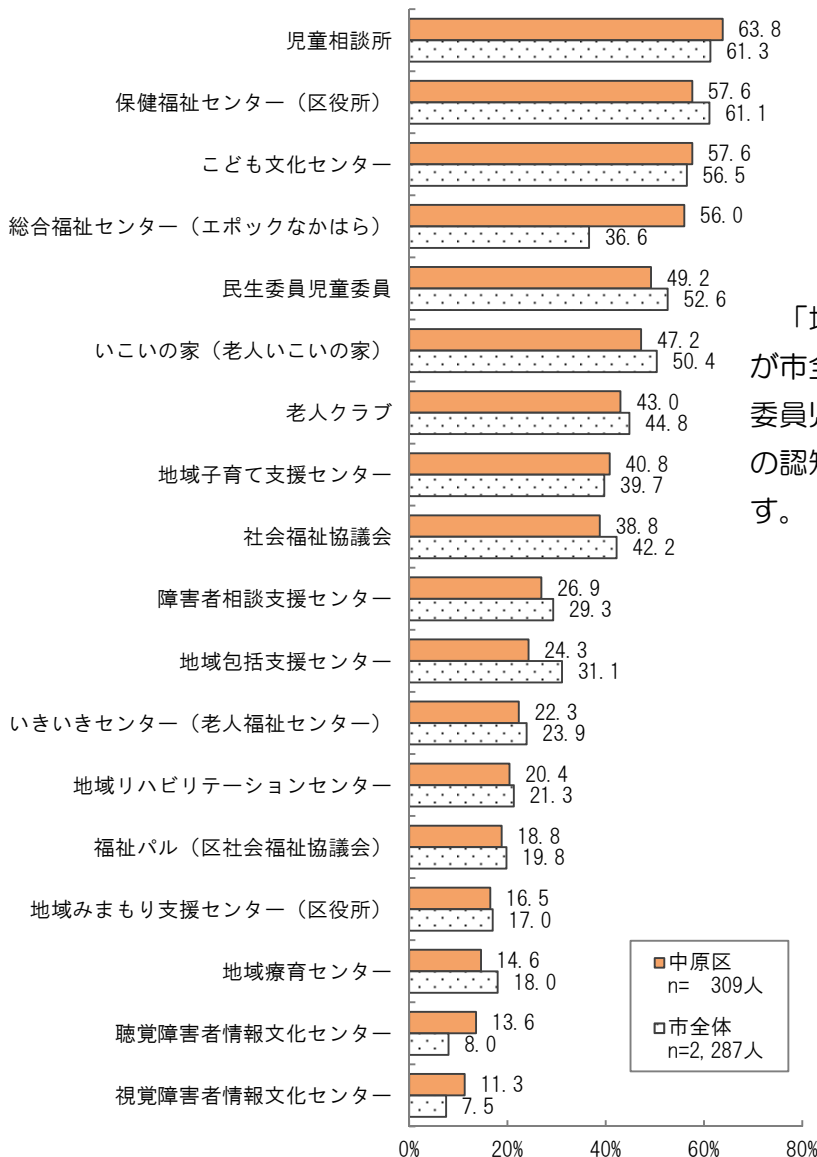
町内会・自治会に加入していない理由（複数回答・上位5項目）



町内会・自治会に加入していない理由は、「きっかけがない」が43.9%、「特に不便・必要性を感じない」「加入の仕方がわからない」が約30%となっており、「きっかけがない」「加入の仕方がわからない」の割合は市全体と比べて高くなっています。

保健、福祉に関する団体・施設の認知度が低い

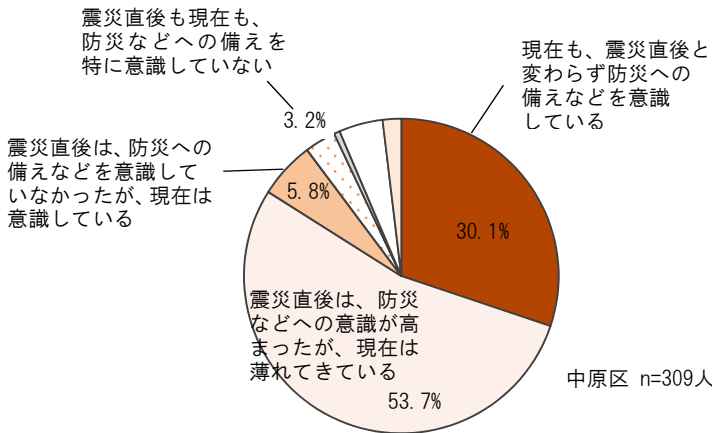
保健、福祉に関する団体・施設の認知度



「地域包括支援センター」の認知度が市全体より約7ポイント低く、「民生委員児童委員」「社会福祉協議会」などの認知度も市全体より低くなっています。

➡ 防災意識の薄れを感じている人が多い

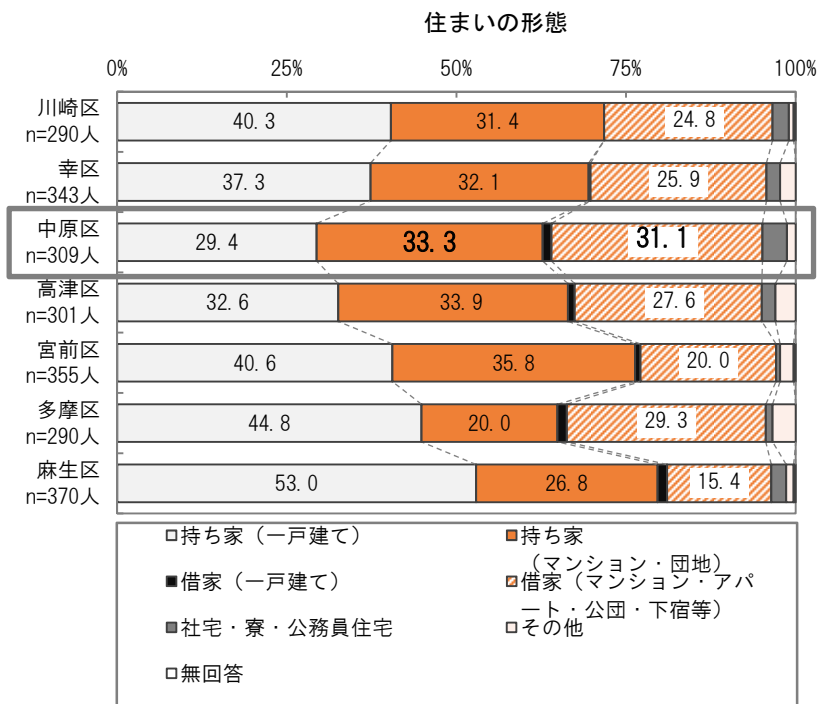
東日本大震災から5年後の意識の変化



東日本大震災後の防災意識は、約3割の人が「現在も、震災直後と変わらず防災への備えなどを意識している」と回答する一方で、「震災直後は、防災などへの意識が高まったが、現在は薄れてきている」との回答が約半数となっています。

※図中「その他」「わからない」「無回答」の値は省略

➡ 集合住宅（マンション等）内での交流が希薄（自由記述）



他区に比べて「持ち家（マンション・団地）」「借家（マンション・アパート・公団・下宿等）」を合わせた割合が高く、「同じマンションに住んでいても隣にどんな人が住んでいるのか名前もわからない」という声があがっています。

※図中「借家（単戸建て）」「社宅・寮・公務員住宅」「その他」「無回答」の値は省略

➡ 子どもの遊び場（居場所）がない（自由記述）

子どもが多い区ですが、「子どもの遊び場（居場所）がなく、駐車場や道路で遊んでいるのをよく見かける」という意見があります。

(3) 地域福祉計画推進検討会議の意見等からみえる課題

➡平成 28 (2016) 年度に地区社会福祉協議会と区の共催で実施したワークショップにおけるグループワークでの主な意見

- 子育てサロンなどには大勢の方に参加いただいているが、孤立していて本当に支援が必要な人が参加できているか心配である
- ボランティア等、地域福祉の担い手が高齢化し、固定化している
- 高齢者の増加に伴い、支援者も増やす必要がある
- 子ども会活動の参加者を増やすことによって、地域活動の担い手育成につながっている
- 地域の課題や情報を、行政と区社会福祉協議会で共有するために、今後もワークショップ等を開催する必要がある
- 男性は女性に比べて閉じこもりがちである
- 民生委員は様々な活動を担っているが、地域住民には、民生委員の活動を知らない人もいる。活動の周知が必要



➡ワークショップの意見等を踏まえ、中原区地域福祉計画推進検討会議でいただいた主な意見

- 障害のある人を支援するボランティアが不足している
- 見た目ではわからない障害のある人にも配慮と支援が必要である
- 地域福祉を担う人材育成システムの構築が必要ではないか
- 子どもの頃からの福祉教育が必要である
- 1回で終わるのではなく、継続的なきっかけづくりが必要である
- 町内会・自治会の活動内容を、知らない人にどのように伝えるか、工夫が必要である
- 地域貢献活動をしたいと考えている事業者などへ、支援が必要な人の情報が行き届いていない



- ボランティア等、地域福祉の担い手が高齢化、固定化しているため、子どもの頃から地域に関心を持ち、活動に関わることで、支え合いの意識を育て、つないでいくことが必要です。
- 様々な取組が行われていますが、本当に必要としている人に、情報や支援が届くように、地域のつながりを深め、支援の輪を広げていくことが必要です。
- 行政は地域の活動団体等とより密に連携し、情報の提供と共有に努める必要があります。

4 第4期計画の振り返り

基本目標1 思いやりや支え合いのところが育つ地域の意識づくり

ホームページの充実に加えてアプリで地域の情報発信等を行いました。子育て世代向けには「子ネット通信」を発行し、転入者には月齢に応じた子育て情報等の提供やNPOと連携した広報、シニア向けには「シニアのための中原区おでかけマップ」を配布するなど、区民に応じた様々な手法による地域福祉の普及啓発に取り組みました。さらに、小中学校での「乳幼児ふれあい体験」や、子育てサロンで多世代と接することにより、命の大切さを学び、子どもの頃から地域を考えるきっかけとなるよう、取組を進めました。

また、地域包括ケアシステムを推進するため、中原区の各地区社会福祉協議会と共催でワークショップを全5地区で行い、意見交換や地域課題の共有を図りました。

基本目標2 人と人をつなぐ出会いの場づくり

人と人が出会う場となり、地域交流が図れるよう、商店街の店舗などを活用し、子育て世代やシニア世代の交流等を目的とした各種教室やイベントを開催しました。子育て中の方に向けては、区各地で月1回程度子育てサロンを開催し、家庭が孤立することなく子育て等の不安を軽減できる場として、世代間交流が活発に行われました。

また、これまで普及活動を続けてきた「なかはらパンジー体操」をさらに幅広くPRし、健康づくりや介護予防だけでなく、身近な地域交流のきっかけづくりとなるよう支援しました。

基本目標3 ボランティアがいきいきと活動できる支援体制の充実

地域福祉の推進を支えるボランティアの輪を広げるため、子育て支援者、食生活改善推進員、パンジー体操普及ボランティア、認知症サポーター等の養成講座を開催しました。

また、市民活動を推進する場所として中原区民交流センター（なかはらっば）を運営するとともに、既に活動している団体がネットワークを広げ、活動を活性化できるよう、ボランティア同士の交流会や研修会を開催しました。

基本目標4 区民が安心して暮らせるネットワークづくり

地域の様々な場面で活動する、住民組織、民生委員児童委員、保護司会、社会福祉協議会等がネットワーク会議で情報交換や交流を図り、連携を深めました。

また、協働事業の開催や活動を支援することによりネットワークづくりを推進しました。

さらに、安全安心な地域づくりのため、高齢者の見守りや子育てをはじめとした地域のネットワークづくりに取り組みました。また、自主防災組織を支援するなど災害時にも安心して暮らせるような仕組みづくりに取り組みました。

5 第5期計画に向けて

区の特徴や様々な課題、またこれまでの振り返り等を踏まえ、取り組むべき視点を整理しました。

- 区では大規模集合住宅の建設が相次ぎ、人口増加が続いています。特に若い世代の転入者が多く、子どもの数が増えている中、子どもの安全な遊び場や居場所が必要であり、子育ての悩みや不安を抱える家庭も増えていると考えられます。また、高齢化が進み、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者の増加が見込まれ、障害のある人も増加傾向です。一方で、町内会・自治会等の加入率は低下し、近所づきあいが希薄になってきています。このような状況であるからこそ、地域の身近な課題に目を向け、住民がつながり、支え合って地域福祉を推進することがますます重要となってきます。
- 区では様々な地域福祉事業を実施していますが、区民に十分知られていない現状があります。転入者の多い中原区では、活動や事業をできるだけ多くの区民に知ってもらうよう、広報のあり方にも工夫が必要となります。
- これまでも関係機関と連携を取り、支援のネットワークを広げるよう取り組んできましたが、不安や悩みを抱えていても、地域との交流が少なく、相談する仲間がいなかったり、窓口に結びつかない人もいます。さらに、見た目ではわからない障害のある人や、引きこもりの人など、地域の目が届きにくい人は支援のネットワークがいきわたらない恐れがあります。そのようなことがないよう、地域の情報を収集するとともに、関係機関への情報提供にも努め、ネットワークの網の目を細かくしていくことが重要となります。
- 区民をはじめ、社会福祉協議会や民生委員児童委員、町内会・自治会など様々な分野で多くの団体があり、日々活動をしています。それらの活動をつなげてネットワークを張り巡らすためには、それぞれが課題を共有し、情報を交換することが必要となります。また、困難な課題に対しては、専門性を要する支援が求められることもあり、必要な支援につなぐことができるよう、連携を密にすることが必要です。

第5期計画に向けて、これらの視点から取組内容を見直し、新たな取組も加え、更なる地域福祉の推進をめざします。

中原区地域福祉計画の取組

第2章

1 中原区がめざす地域福祉

統計データや、実態調査結果等からみられる区の課題、第4期計画の振り返り等を踏まえ、第5期中原区地域福祉計画は、第4期までの基本理念を踏襲し、3つの基本目標を設定します。

(1) 基本理念

同じ地域に暮らす人と人との絆を大切にし、豊かにすることによって、この中原区で暮らすすべての人々が、互いの違いを認め合い、健やかで、安心し、自立した生活が送れるように、人と人との出会いを橋わたしします。区民が必要とする行政情報や区内の住民組織、福祉活動団体や社会福祉協議会等の活動情報を橋わたしすることで、活力とうるおいがあり、区民が主体となってお互いに支え合える地域づくりをめざします。

福祉のこころ、人と人との橋わたしで
支え合える地域づくり



【地域福祉推進のイメージ】



川崎市では、川崎らしい都市型の全地域住民を対象とした「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」を策定し、その推進のために、平成 28（2016）年4月、各区保健福祉センターの中に「地域みまもり支援センター」を設置しました。

中原区では、「中原区地域包括ケアシステム推進本部会議」において施策を企画及び立案し、地域包括ケアシステムの構築に向け具体的な取組を実施しています。併せて、地域団体や関係施設、行政など約 100 の組織から構成される「中原区地域包括ケアシステムネットワーク会議」を開催し、推進ビジョンに基づく必要な協議や情報共有を図っています。

(2) 基本目標

「福祉のこころ、人と人との橋わたして 支え合える地域づくり」に向けて、3つの基本目標を掲げ、目標に対する基本方針を定めます。

基本目標1 区民が主役の地域づくり

自助・互助
の視点

現状や課題

- ・人口増加が続いている中、近所づきあいが希薄になってきている。
- ・子どもの安全な遊び場や居場所が十分とはいえず、子育ての悩みや不安を抱える家庭も増えていると考えられる。
- ・ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者、障害のある人が増加傾向である。
- ・ボランティア等、地域福祉の担い手が高齢化、固定化している現状がある。

取組

地域福祉を推進するには、まず、主役である区民一人ひとりが自分のできることから始める意識づくりが必要です。健康づくりの場や地域住民の交流の機会を提供し、地域に目を向け、活動に参加するきっかけをつくります。大人だけでなく、子どもも参加できる場を提供し、子どもの頃から自分の住む地域に関心を持つことにより、地域福祉の新たな担い手を育てていきます。

地域に住む子どもや高齢者、障害のある人も含めた、多様な人たちがお互いを認め合い、助け合える環境が世代がかわっても循環していくような地域づくりをめざします。

基本方針

- 1 誰もが参加できる健康・いきがづくり
- 2 ボランティア・NPO活動支援
- 3 活動・交流の場づくり
- 4 人材の育成
- 5 地域の見守り・支え合いの推進
- 6 地域課題の解決に向けた支援の充実

基本目標2 必要な支援やサービスが的確に届けられる 仕組みづくり

共助・公助
の視点

現状や課題

- ・区が実施している地域福祉事業について、十分知られていない現状がある。
- ・課題を抱えたり、支援を必要としているが、相談に結びつかない人や、支援が受けられない人がいる。

取組

区は地域の困りごとに対して、きめ細かな情報収集のもとニーズを把握し、積極的にサービスの情報提供を行い、地域で困っている多くの人たちを早い段階で助けられるような仕組みづくりを推進します。

基本方針

- 1 情報提供の充実
- 2 包括的な相談・支援機能の充実

基本目標3 多様な主体が連携した施策・活動の推進

自助・互助と
共助・公助の間
を支える取組

現状や課題

- ・区内で多くの団体等が様々な地域福祉活動を展開している。
- ・地域課題を共有し、情報交換することでネットワークを広げていく必要がある。

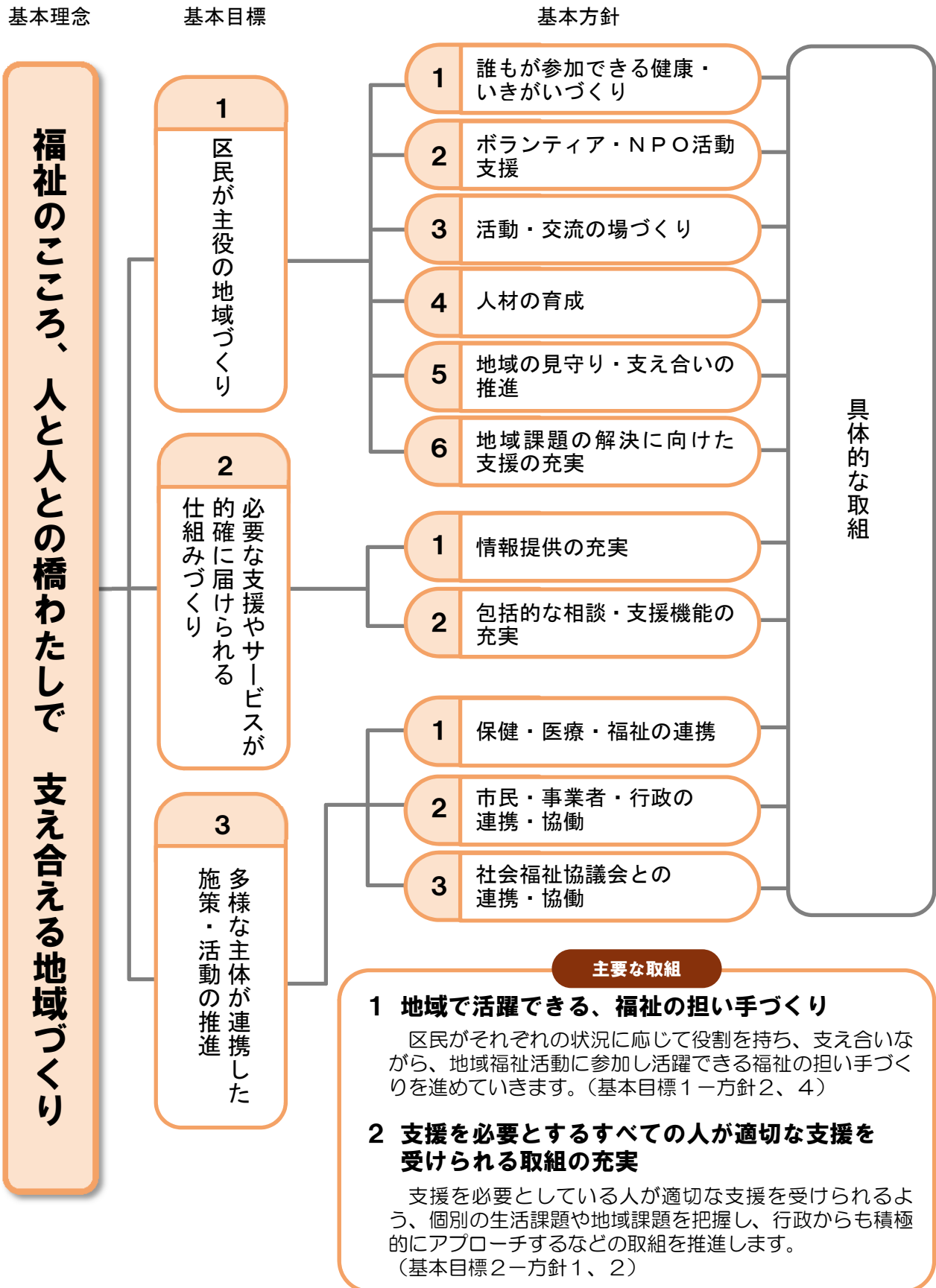
取組

多様な主体が同じ方向をみて足並みをそろえて連携することが地域福祉の活性化のためには欠かせません。そのため、地域のネットワークをより一層強化し、地域の活動を支援し、効率的な地域福祉活動を推し進めます。

基本方針

- 1 保健・医療・福祉の連携
- 2 市民・事業者・行政の連携・協働
- 3 社会福祉協議会との連携・協働

2 計画の体系



3 取組一覧 基本理念 『福祉のこころ、人と人との』

基本目標1 区民が主役の地域づくり			
基本方針	No.	具体的な取組	所管課（担当）
①誰もが参加できる健康・いきがいづくり	1	なかはらパンジー体操を通じた健康づくり・介護予防	地域支援担当
	2	「なかはら親子体操」の普及啓発	地域ケア推進担当
	3	スポーツ活動を通じた地域交流等に関する取組（★）	地域振興課
②ボランティア・NPO活動支援	4	中原区総合子どもネットワーク事業 ～子育てグループ活動支援～	地域ケア推進担当
	5	中原区総合子どもネットワーク事業 ～子育てボランティア研修等の開催～	地域ケア推進担当
	6	中原区子育て支援推進事業 ～子育てサロンの開催～	地域ケア推進担当
	7	すくすく子育てボランティア事業	地域支援担当
	8	健康づくり・介護予防グループ支援	地域支援担当
	9	老人クラブ育成事業	高齢・障害課
	10	配食ボランティアへの支援（★）	衛生課
③活動・交流の場づくり	11	中原区総合子どもネットワーク事業 ～なかはら子ども未来フェスタ～	地域ケア推進担当
	12	なかはら福祉健康まつりの開催	地域ケア推進担当
	13	障がい者社会参加学習活動 ～ヤングジャンプセミナー～	生涯学習支援課
	14	中原区民交流センターの運営	地域振興課
④人材の育成	15	小中学生の子育てサロンふれあい体験	地域支援担当 保育所等・地域連携
	16	中原区子育て支援者の養成	地域ケア推進担当
	17	かわさき犬・猫愛護ボランティアの支援（★）	衛生課
	18	健康づくりや介護予防に係るボランティアの支援	地域支援担当
	19	食生活改善推進員の養成	地域支援担当
	20	認知症サポーターの養成	地域支援担当
⑤地域の見守り・支え合いの推進	21	ひとり暮らし等高齢者見守り事業	高齢・障害課
	22	地域包括ケアに関する会議の推進	地域支援担当
	23	川崎市地域見守りネットワーク事業	地域ケア推進担当
	24	川崎市災害時要援護者避難支援制度	危機管理担当
⑥地域課題の解決に向けた支援の充実	25	地域包括ケアシステムの普及啓発	地域ケア推進担当 地域支援担当
	26	家庭・地域教育学級	生涯学習支援課
	27	市民自主学級・市民自主企画事業	生涯学習支援課
	28	地域の防災活動の支援	危機管理担当
	29	災害時における健康的な避難所生活の推進及び ペットの防災対策の推進（★）	衛生課
	30	安全安心なまちづくりの推進	危機管理担当
	31	地区カルテを活用した地域課題の解決に向けた取組（★）	全課（担当）

橋わたして 支え合える地域づくり』

(★) = 第5期計画で新たに
掲載した取組事業

基本目標2 必要な支援やサービスが的確に届けられる仕組みづくり			
基本方針	No.	具体的な取組	所管課(担当)
①情報提供の充実	32	高齢者向けホームページの更新	高齢・障害課 地域支援担当
	33	シニアのためのおでかけマップの充実	地域ケア推進担当
	34	「高齢者福祉施設の環境衛生維持管理読本」の周知及び助言(★)	衛生課
	35	中原区子育て情報の発信	地域ケア推進担当
	36	こんにちは赤ちゃん訪問事業	地域支援担当
	37	「あかちゃんとスマイル・すまい」を用いた啓発(★)	衛生課
	38	転入者に対する地域福祉の啓発	地域ケア推進担当 地域振興課
	39	転入者に向けた地域情報の提供	地域ケア推進担当 区民課
②包括的な相談・支援機能の充実	40	両親学級・働いている妊婦への支援事業	地域支援担当
	41	乳幼児健康診査・育児相談	地域支援担当
	42	保育所入所相談の充実(★)	児童家庭課
	43	公的児童施設有効活用事業	保育所等・地域連携
	44	多胎児育児支援	地域支援担当
	45	中原区子どもの発達支援事業	地域ケア推進担当 地域支援担当
	46	家族教室	高齢・障害課
	47	中原区要保護児童対策地域協議会の取組(★)	地域支援担当
	48	虐待に係る相談支援体制の充実(★)	高齢・障害課 地域支援担当
	49	成年後見制度への対応の充実(★)	高齢・障害課
	50	高齢者・障害者に対する相談体制の充実(★)	高齢・障害課 地域支援担当
	51	区の取組における必要な配慮の実施(★)	全課(担当)

基本目標3 多様な主体が連携した施策・活動の推進			
基本方針	No.	具体的な取組	所管課(担当)
①保健・医療・福祉の連携	52	中原区在宅療養推進協議会との連携(★)	地域ケア推進担当
	53	医療救護ネットワーク部会の取組(★)	地域ケア推進担当
②市民・事業者・行政の連携・協働	54	商店街と連携した地域のまちづくり推進事業	地域振興課
	55	民生委員児童委員の活動支援	地域ケア推進担当
	56	市民提案型事業	企画課
	57	保護司会 社会を明るくする運動の活動支援	地域ケア推進担当
	58	健康づくりネットワークの構築	地域支援担当
	59	中原区総合子どもネットワーク事業	地域ケア推進担当
	60	幼稚園・保育園・小学校連携事業(★)	保育所等・地域連携
	61	保育所等人材育成・連携事業(★)	保育所等・地域連携
	62	中原区精神保健福祉連絡会の実施	高齢・障害課
	63	中原区地域自立支援協議会の開催	高齢・障害課
64	中原区地域包括ケアシステムネットワーク会議の取組(★)	地域ケア推進担当	
③社会福祉協議会との連携・協働	65	中原区社会福祉協議会との連携(★)	地域ケア推進担当

4 主要な取組

第5期計画で掲げられている基本理念の実現のためには、「福祉の担い手」と「必要な人へのサービスの提供」が重要な課題となっております。そのため、具体的な取組を実行するに当たり、次の2点を「主要な取組」と位置付けました。

第5期計画では、以下を主要な取組に位置付けますが、課題の解決に向け、次の考え方に基き、すべての事業を推進します。

基本目標1－方針2、4

(1) 地域で活躍できる、福祉の担い手づくり

- ★ 区内における地域福祉活動は、町内会・自治会や社会福祉協議会、NPO法人、ボランティア団体等によって活発に行われていますが、活動する人の輪を思うように広がっていない現状があります。
- ★ 近年、マンション等集合住宅が増加する中、居住者の中には地域とのつながりを望まない人もおり、地域福祉活動の担い手の数は伸び悩んでいます。
- ★ 健康や経済問題、介護疲れや人間関係から感じる生きづらさを抱える人が増加しています。--->近い存在としての区民がお互いの弱さを共有し、支え合うことで、生活上の不安を低減していくことも必要です。

子どもから高齢者まで、また、障害や病気の有無に関わらず、より多くの区民が、それぞれの状況に応じて役割を持ち、支え合いながら、地域福祉活動に参加し活躍できる福祉の担い手づくりを進めていきます。

基本目標2－方針1、2

(2) 支援を必要とするすべての人が適切な支援を受けられる取組の充実

- ★ 生活に困りごとを抱えている区民の中には自ら支援を求める人もいる一方で、支援を受けずに可能な限り自分の力で状況の改善をめざす人や、支援を求めることや相談することに抵抗感を持つ人等がいます。--->潜在的になりがちな個別の生活課題や地域課題を把握し、解決する必要があります。
- ★ 区の特性として、マンション居住者も多いことから、地域の活動主体の目が届かず、生活実態がみえにくいという現状もあります。--->状況に応じて相談を待つだけでなく、困りごとを抱える区民に対して積極的なアプローチも必要です。

区は、相談を待つだけでなく、近隣の居住者や地域の活動団体等から情報を収集し、支援を必要とする区民の情報を的確かつ速やかに把握するとともに、当事者が深刻な状況に陥る前に積極的にアプローチしていきます。

5 具体的な取組

基本目標 1 区民が主役の地域づくり

基本方針 1 誰もが参加できる健康・いきがづくり

健康体操などを通じて高齢者の健康寿命の延伸を図るため、地域の老若男女が集まれる場を提供します。

具体的な取組

主な施策・事業	内容	所管課（担当）
1 なかはらパンジー体操を通じた健康づくり・介護予防	ご当地体操「なかはらパンジー体操」を老人いこいの家等様々な場所で実施し、継続した運動習慣作りのきっかけとします。区民自身による活動や運動普及活動の実施により健康を維持し、交流による、いきがいのある生活をめざします。	地域支援担当
2 「なかはら親子体操」の普及啓発	なかはら親子体操「ミミケロはっぴいダンス！」の普及を通して、親子のふれあい体験の推奨と乳幼児を持つ親子が地域に愛着を持ち、楽しく地域活動に参加することができるように推進します。	地域ケア推進担当
3 スポーツ活動を通じた地域交流等に関する取組	総合型地域スポーツクラブの活動広報や、かわさきスポーツパートナーと連携した各種スポーツ教室を通じ、地域でスポーツに親しむ機会を増やすことで、交流の機会を創出し、地域の活性化を図ります。	地域振興課

こんなまち中原

パンジー体操



この体操は、住み慣れた地域で、いつまでも元気で心豊かに暮らし、多くの人と交流し支え合えるまちづくりと健康づくりを目的に作られました。立っても、座ってもできる体操です。

「ミミケロはっぴいダンス！」



中原区の親子で楽しむオリジナル体操。YouTubeでもご覧いただけます。



基本方針2 ボランティア・NPO活動支援

子育てで困っている家庭を地域で支えられるような事業を展開します。また、孤立しがちな高齢者に交流の場を提供する取組を支援します。

具体的な取組

主な施策・事業		内容	所管課（担当）
4	中原区総合子どもネットワーク事業 ～子育てグループ活動支援～	保護者たちで運営している子育てグループが活発に活動できるよう、また、共に学び育ち合えるような場を提供するとともに、参加希望者が子育てグループに効果的につながるような体制づくりを関係機関と共に推進します。	地域ケア推進担当
5	中原区総合子どもネットワーク事業 ～子育てボランティア研修等の開催～	子育て支援者の力量をさらにパワーアップするよう、子育て支援者にかかわる事業を推進します。また、子育てボランティア同士が交流を行い活動の活性化を図ります。	地域ケア推進担当
6	中原区子育て支援推進事業 ～子育てサロンの開催～	乳幼児が多く、転出入が多い中原区において、親子の孤立を防ぎ、子育て中の不安を軽減するために、地域の特性を生かした子育てサロンの運営を推進します。地域のつながりが希薄になる中で世代を超えた地域での交流をさらに活発化させ、地域コミュニティづくりを推進します。	地域ケア推進担当
7	すくすく子育てボランティア事業	乳幼児健診等保健福祉センター事業における子育て支援のボランティア活動が継続して実施できるように、定例会の実施や会の活動を支援します。	地域支援担当
8	健康づくり・介護予防グループ支援	住民組織や地域包括支援センター等と協力し、住民が主体となって健康づくりや介護予防活動ができるよう後方支援をしグループ活動が継続していけるよう支援を行います。	地域支援担当
9	老人クラブ育成事業	地域の活動として、高齢者が主体的に集まる仲間づくりの場として、老人クラブ活動を支援します。	高齢・障害課
10	配食ボランティアへの支援	高齢者等への配食ボランティアに対し、配食等ボランティア届の提出時に、必要に応じて食品衛生上の助言を実施します。食中毒等の事故のリスク低減を図り、利用者が安全で安心して利用できるボランティア活動を支援します。	衛生課

こんなまち中原

地域では高齢者、子育て、障害者等の様々な方を支援する活動が行われています。

子育てサロン



健康づくりグループ活動

【上小田中南公園体操】



子どもから、大人までみんなで一緒に体操！「ここに来れば元気になれる」笑顔が一杯です。

介護予防グループ活動

【よりあい処美知】



ご近所が気軽に立ち寄れる場所です。おしゃべりと仲間との交流は閉じこもり・寝たきり予防になっています。

基本方針3 活動・交流の場づくり

区内の子どもや大人から高齢者まで幅広い世代が集まり、活動できる場を提供します。またイベントなどを開催し、地域交流を深め、地域のつながりを広げます。

具体的な取組

主な施策・事業	内容	所管課（担当）
11 中原区総合子どもネットワーク事業 ～なかはら子ども未来フェスタ～	親子と地域との交流の機会を創出し、地域社会全体で子育てを行う土壌を醸成することを目的として、区民が主体的に作り上げる子ども向けのお祭りである「なかはら子ども未来フェスタ」を開催します。	地域ケア推進担当
12 なかはら福祉健康まつりの開催	地域で活動している市民グループの協力による参加型のイベントや各種健康相談、展示等を実施し、誰もがいきいきと暮らせる地域社会づくりをめざし、なかはら福祉健康まつりを開催、福祉について見つめ直す機会を提供します。 また、区民の健康意識の高揚及び健康増進、地域包括ケアシステムの推進を図ります。	地域ケア推進担当
13 障がい者社会参加学習活動 ～ヤングジャンプセミナー～	地域での体験活動や交流等の学習機会を提供することを通して、障害のある人の社会参加促進を図るとともに、ノーマライゼーションの理念に基づき共に生きる地域社会の実現をめざします。	生涯学習支援課
14 中原区民交流センターの運営	区内の市民活動を推進する場所として、また、区民が集える場所として効果的な施設とします。 団体同士が気軽に情報交換し、区内の市民活動情報が集まる場所づくりをめざしています。さらに効果的な広報を行い、区民が気軽に集う場所としての周知を図ります。	地域振興課

こんなまち中原

イベント等を通して、地域の活動をご紹介しながら、来場者や団体同士での交流を深めています。

なかはら子ども未来フェスタ



なかはら福祉健康まつり



なかはらっぱ祭り



中原区民交流センター「なかはらっぱ」に登録する市民活動団体の発表と、来場者の皆様との交流の場です。子どもから大人まで楽しめる展示・企画が盛りだくさんです。

基本方針4 人材の育成

子育て世帯や認知症の高齢者、障害者などを支える人材の育成を図り、様々な分野で困難を抱えている人たちを支えられるようにします。

具体的な取組

主な施策・事業	内容	所管課（担当）
15 小中学生の子育てサロンふれあい体験	民生委員児童委員と小中学校及び保健福祉センターが協働して、事前学習としての講話（命の授業）と地域の子育てサロンでの交流を実施します。小中学生が命の大切さや親子の関わり、また乳幼児とその保護者を地域のボランティアが支えているという現状を知ること、身近な地域の福祉を学びきっかけとします。	地域支援担当 保育所等・地域連携
16 中原区子育て支援者の養成	様々な親子のニーズにあった支援を図るため、子育て支援の核となる新たな子育て支援者を養成します。また、支援者の力量アップを図るため、ステップアップ講座等を推進します。	地域ケア推進担当
17 かわさき犬・猫愛護ボランティアの支援	かわさき犬・猫愛護ボランティアに対し、会議等で動物愛護に関する情報の共有を図り、その活動を支援します。	衛生課
18 健康づくりや介護予防に係るボランティアの支援	健康や介護予防での「お互いさまのまちづくり」をめざし、住民同士が助け合いながら、地域での健康状態の維持向上をめざす地域の人材の発掘や育成を行い、ボランティア活動グループの支援を行います。	地域支援担当
19 食生活改善推進員の養成	地域等で妊娠期、乳幼児期、学童期、思春期、青年期、壮年期、高齢期まで幅広い年代の方々を対象とした食生活改善及び食育の担い手となるボランティアを養成します。講座終了後、自主的・主体的な取組になるよう活動の支援を行います。	地域支援担当
20 認知症サポーターの養成	認知症についての正しい知識の普及啓発を図り、地域の支援者の増加をめざします。地域包括支援センターを中心に小地域での実施及び区内全域での講座を開催し、高齢者が安心して地域で生活できるように支援します。	地域支援担当

こんなまち中原

食生活改善推進員養成講座

地域で活躍する食に関するボランティアが、自主的・主体的な活動に取り組めるよう活動の支援を行います。



認知症サポーター養成講座



認知症についての正しい知識を持ち、本人や家族の気持ちを理解してもらえるようにするため、講座を開催しています。

小中学生の子育てサロンふれあい体験



・赤ちゃんは小さくて温かくてすごくかわいかった！
・命の大切さ、重さが改めてわかった。

★ こんなまち中原

中原区社会福祉協議会によるボランティア支援

【なかはらボランティアセンター】

住民一人ひとりのボランティアに関する意識・理解を深め、地域のニーズに対応できるボランティアを養成し、ボランティアの活性化を図っています。また、地域及び関係機関と連携し、ボランティアのネットワークを広げ、地域課題に柔軟に対応できる体制の構築をめざしています。

- 【内容】 ●ボランティア活動に関する相談・紹介・調整
- ボランティア講座の開催
- ボランティア情報誌「ポポラーレ」の発行
- ボランティア相談窓口の開設

開設日時：毎週火曜日・木曜日、第2・4土曜日
午後1時30分から午後4時まで

連絡先：TEL) 044-722-5581 (専用ダイヤル)
FAX) 044-711-1260

【場所】 社会福祉法人川崎市中原区社会福祉協議会 なかはらボランティアセンター
中原区今井上町1-34 和田ビル1階（福祉パルなかはら内）



(公財) かわさき市民活動センターによる市民活動の支援

市民活動の活性化を図るため、情報紙やポータルサイトでの情報発信、各種セミナー、市民活動相談など、様々な市民活動推進事業を実施しています。また、青少年の心身の健全な育成を図るため、青少年事業を推進しています。この2つの事業により、もっと住みよい地域社会の確立をめざしています。

【内容】 市民活動推進事業

- 情報提供：情報紙「ナンバーゼロ」「ボラ☆ナビ」
ポータルサイト「応援ナビかわさき」
- 人材育成：パワーアップセミナーほか各種講座
- 市民活動相談
- 場の提供：会議室、フリースペースほか
- 交流：ごえん楽市、ごえんカフェ

青少年事業

- こども文化センター、わくわくプラザ、
児童館型地域子育て支援センター「ふあみいゆ」の運営



基本方針5 地域の見守り・支え合いの推進

地域で孤立しがちな人たちに対して見守りを行い、状況を常に把握し、いざという時のために助けられる関係性の構築を図ります。

具体的な取組

主な施策・事業		内容	所管課（担当）
21	ひとり暮らし等高齢者見守り事業	ひとり暮らし等の高齢者の安否の確認と会話の機会を増やします。地域社会において高齢者が安心して生活できるよう、民生委員と連携を図ります。	高齢・障害課
22	地域包括ケアに関する会議の推進	地域の中で高齢者が安心して日常生活が送れるよう、地域の関係機関と連携し、「地域ケア推進会議」「地域ケア圏域会議」を開催します。地域の課題の検討と自助・互助の意識の醸成を図り、地域包括ケアネットワークを強化します。	地域支援担当
23	川崎市地域見守りネットワーク事業	協力事業者等から通報のあった、異変のある地域住民の情報を元に関係部署と連携し、訪問等による必要な支援を行います。 全市的な協力事業者の拡充等、きめ細やかなネットワーク構築により効果的に事業を実施します。	地域ケア推進担当
24	川崎市災害時要援護者避難支援制度	自分ひとりでは災害時に避難が難しい高齢者や体の不自由な方に対して、地域が助け合って速やかに避難するような仕組みをつくり、誰もが安心して暮らすことができる地域コミュニティをめざします。	危機管理担当

★ **こんなまち中原**

地域包括ケアに関する会議



地域包括支援センターが主催する「地域ケア圏域会議」では、地区の地域課題の検討や多職種連携、ネットワーク構築を行っています。

区が主催する「地域ケア推進会議」では、地域包括支援センターや民生委員児童委員、町内会、ボランティア団体、介護・医療専門職など、地域における様々な関係機関が構成員となり、「地域ケア圏域会議」の報告や日頃の高齢者支援業務等から見てきた区全体の地域課題を共有・検討し、地域包括ケアシステムを推進しています。

基本方針6 地域課題の解決に向けた支援の充実

子どもの学習支援や幅広い世代を対象とした事業を通じて、地域や地域活動にふれられる機会を数多くつくります。また、地域のつながりを密にし、常日頃から防災・防犯に備えます。

具体的な取組

主な施策・事業		内容	所管課（担当）
25	地域包括ケアシステムの普及啓発	多様な主体と連携を図りながら、地域包括ケアシステムの構築に向けた普及啓発を推進します。また、地域福祉に関する意見の聴取を目的としたワークショップを開催する等、地域住民の意見を踏まえて、地域福祉計画の取組を推進します。	地域ケア推進担当 地域支援担当
26	家庭・地域教育学級	子どもを豊かに育む地域社会の創造をめざし、子育てに関する家庭・地域課題の学習機会を提供し、親として市民としての学びを支援します。	生涯学習支援課
27	市民自主学級・市民自主企画事業	様々な地域課題・生活課題から市民が企画提案し、市民館と協働で市民に身近な学習の場を創設します。	生涯学習支援課
28	地域の防災活動の支援	いざという時に頼りになるのは、お隣や近所の人たちです。町内会自治会やマンション管理組合等で構成する自主防災組織では、地震や台風等の災害発生に備えて、日頃から防災訓練を行ったり、災害用備蓄品の整備等を進めています。 区では防災用資器材購入費用の一部を助成するなど、自主防災組織の活動を支援するとともに地域の自主防災組織の結成・加入等を促進しています。	危機管理担当
29	災害時における健康的な避難所生活の推進及びペットの防災対策の推進	災害時の避難所生活をより快適に健康に過ごすため、環境衛生・食品衛生・感染症対策の観点から必要な調査・助言について精査し、地域住民と情報共有を図ります。 ペットの同行避難については、災害発生時のペット飼養に係る備蓄、預かり先の確保等について飼養者への啓発を行うとともに、平常時からのしつけ、健康管理、所有者明示等の適正飼養及び終生飼養について指導及び啓発を行います。	衛生課
30	安全安心なまちづくりの推進	犯罪や交通事故を未然に防止し、安全で安心な中原区を築くことを目的に、区内各地において、地域住民による街頭監視、青色回転灯による防犯パトロール、地域による子どもの見守り隊等、防犯や交通安全の取組を警察署と連携して行います。	危機管理担当
31	地区カルテを活用した地域課題の解決に向けた取組	地域の資源・機能や課題等の情報をもとに作成した「地区カルテ」を更新・活用しながら、地域住民が地域社会の望ましいかたちを構想し実現をめざすために、課題解決に向けた協働的な取組を推進します。	全課（担当）

★ こなまち中原

災害時における健康的な避難所生活の推進及びペットの防災対策

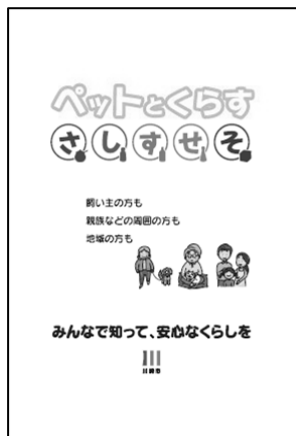
災害時に大事な家族であるペットを守るのは飼い主です。ペットに必要な物品等の備蓄のほか、「しつけ」や「健康管理」を適切に行い、地域の一員として愛されるペットとなるよう日常から努めることが大切です。

災害への備えのポイントをまとめた、「ペットの飼い主のための防災手帳」や、適正・終生飼養啓発資料“ペットとくらす「さ・し・す・せ・そ」”をご活用ください。

ペットと飼い主のための防災手帳



ペットとくらす「さ・し・す・せ・そ」



★ こなまち中原

地区カルテ

中原区を5地区に分け、地域の情報や分析した課題等をまとめたものです。地域課題を広く共有して、課題解決に向けた取組を進めるための道具として活用していきます。

地区カルテを活用しながら、自分が望む場所で安心して暮らし続けるために、一人ひとりができることを話し合っ、地域の取組につなげていきます。



取組に向けたワークショップの様子

基本目標2 必要な支援やサービスが的確に届けられる仕組みづくり

基本方針1 情報提供の充実

子どもから高齢者まで、誰もが情報にふれられるようにホームページ等を通じて、地域福祉に関する多彩な情報を発信します。

具体的な取組

主な施策・事業	内容	所管課（担当）
32 高齢者向けホームページの更新	ホームページを活用し、シニアが集える場や介護予防等健康づくりに関することを積極的に紹介します。	高齢・障害課 地域支援担当
33 シニアのためのおでかけマップの充実	住み慣れた地域でいつまでも元気で暮らせることをめざし、家に閉じこもらず、地域活動及び公的サービスを積極的に利用できるように情報を取りまとめた「シニアのためのおでかけマップ」の充実を図ります。	地域ケア推進担当
34 「高齢者福祉施設の環境衛生維持管理読本」の周知及び助言	高齢者等の生活の場となる施設の維持管理等に不備があるとレジオネラ症などの感染症がまん延する場合があります。利用者や職員が健康に過ごせるように施設の管理者等に「高齢者福祉施設の環境衛生維持管理読本」を配布、説明し、必要に応じて助言することで各種感染症等の発生を防止します。	衛生課
35 中原区子育て情報の発信	子育てに関する多様な情報を効果的に提供するために、関係機関からの意見を踏まえつつ、区子育て情報ガイドブック改訂版を発行し、出生時及び子育て中の世帯の転入時に配布を行います。ガイドブックや子育てワンポイント「たのしくこそだて」の冊子を区子育て支援ホームページに掲載するとともに、区内の子育て関連行事のスケジュールが掲載された「子ネット通信」を年6回発行するほか、「子育て情報のご案内」の改訂版を作成し情報提供の充実を図ります。また、ホームページでの情報発信に加えて、市が行う「かわさき子育てアプリ」での情報発信を行います。	地域ケア推進担当
36 こんにちは赤ちゃん訪問事業	生後3か月頃までの赤ちゃんのいる家庭へ「新生児訪問」又は「こんにちは赤ちゃん訪問」により全戸訪問します。安心して子育てができるよう、地域の子育て支援情報を届け、相談を希望する方に必要な支援を提供します。 乳児期からの子育てを地域で見守る風土づくりを推進するため、訪問員の養成や活動のスキルアップのための定例会を開催します。	地域支援担当
37 「あかちゃんとスマイル・すまい」を用いた啓発	両親学級や衛生教育、その他一般的な相談などの際に、「あかちゃんとスマイル・すまい」を用いて、あかちゃんを含めた家族が安全で快適に暮らせる環境について助言します。 室内空気環境（温度・湿度・換気）、化学物質対策、ダニ・カビ対策、誤飲事故防止、食中毒予防、感染症予防などについてわかりやすく情報提供します。	衛生課

主な施策・事業		内容	所管課（担当）
38	転入者に対する地域福祉の啓発	地域福祉の連携と拡大に向けて、転入者への普及啓発活動を積極的に推進します。また、武蔵小杉駅周辺地域に向けては、NPO法人（小杉駅周辺エリアマネジメント）との連携を推進します。	地域ケア推進担当 地域振興課
39	転入者に向けた地域情報の提供	転入時には対象に応じた行政情報を提供します。また、子育て世代には子育て情報ガイドブックを配布する等して、子育てサロンや地域子育て支援センター等の地域の情報を紹介します。	地域ケア推進担当 区民課

★ こんなまち中原

様々な情報発信をしています！



「おでかけマップ」



「子育て情報ガイドブック」



「子ネット通信」

中原区子育てイメージキャラクター「ミミ・ケロ」



子ども関連の事業に参加して、多くの方に親しまれています。

★ こんなまち中原

衛生管理の支援ツール「高齢者福祉施設的环境衛生維持管理読本」の周知及び助言

超高齢化や介護形態等の変化に伴い、高齢者施設の構造・設備は多様化しています。利用者や従事者の「健康」と「快適な生活」を維持するには、適切な衛生管理が重要です。

読本は、「早わかりシート」や様々な場面で活用できるチェック様式などを盛り込んだ衛生管理の支援ツールです。



高齢者福祉施設の環境衛生維持管理読本

基本方針2 包括的な相談・支援機能の充実

子育てや障害などで困っている人たちに対して気軽に相談でき、問題が解決できるように相談支援体制をさらに充実させます。

具体的な取組

主な施策・事業	内容	所管課（担当）
40 両親学級・働いている妊婦への支援事業	安心して妊娠・出産・子育てを迎えられるように、安全な出産に向けての準備や地域の子育て支援情報を提供します。また、働いている妊婦やパートナー、また親子を取り巻く祖父母等家族や地域が、子育てを応援する土台づくりを推進します。	地域支援担当
41 乳幼児健康診査・育児相談	乳幼児の健やかな成長発達の確認と保護者の育児不安の軽減を目的に乳幼児健診や相談支援業務を実施します。	地域支援担当
42 保育所入所相談の充実	児童福祉に基づき、認可保育園の入所相談、申請受付、利用調整、入所決定及び入所者の管理、退所等の業務を実施します。 併せて、各関係機関と連携しながら、入所保留者に対するアフターフォローを実施し、認可外保育園の情報提供等、申請者が必要とする保育サービスへとつなげていくことで待機児童の解消を図ります。	児童家庭課
43 公的児童施設有効活用事業	子育て世代が地域で孤立することなく安心して過ごすことができるように、関係機関（公立保育所・地域子育て支援センター・こども文化センター・市民館・区役所等）が支援します。	保育所等・地域連携
44 多胎児育児支援	多胎児育児の保護者が孤立せず安心して育児ができるように、双子の会や交流会等を開催します。また集まりに参加できない保護者にも情報が伝わるよう育児情報紙（ピーナッツ通信）を発信します。	地域支援担当
45 中原区子どもの発達支援事業	発達に課題を持つ乳幼児期から学童期の育児に悩む保護者に対して、関係機関や関係団体と協働してセミナーを運営します。 また、発達支援に係る当事者団体、行政及び支援機関等の関係者を一堂に会した検討会を開催し、情報交換や研修を行うことで、区内の発達支援体制を強化します。	地域ケア推進担当 地域支援担当
46 家族教室	精神科に通院している方の家族に対し、地域で孤立することのないよう、情報提供と治療やリハビリテーションの正しい知識を伝える支援を行っていきます。必要とする方がより多く参加できるよう、医療機関等と連携し、情報提供に努めます。また、参加者の継続的な支援についても、家族会と連携して行います。	高齢・障害課
47 中原区要保護児童対策地域協議会の取組	中原区要保護児童対策地域協議会を設置し、市代表者会議と連携し、実務者会議及び個別支援会議の円滑な運用を行います。支援対象児童等（要保護児童、要支援児童、特定妊婦）の早期発見やその適切な保護について、関係機関等が情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応します。	地域支援担当

主な施策・事業		内容	所管課（担当）
48	虐待に係る相談支援体制の充実	育児不安等、児童虐待につながる兆候を早期に発見し、多職種の多角的視点によるアセスメントを踏まえて、援助方針を組織的に決定します。中原区要保護児童対策地域協議会を設置し、多職種や児童相談所等と適切な連携の下で対応します。 また、高齢者や障害者に係る虐待については、地域包括支援センターや障害者相談支援センター及び関係機関と連携し、相談や通報への迅速な対応・支援を行います。	高齢・障害課 地域支援担当
49	成年後見制度への対応の充実	成年後見制度の利用が必要な方へ、丁寧な制度説明と、行政による申立が必要な方への適切な対応を実施します。	高齢・障害課
50	高齢者・障害者に対する相談体制の充実	地域包括支援センターや障害者相談支援センター等との連携により、高齢者・障害者に対する相談支援体制の充実を図ります。	高齢・障害課 地域支援担当
51	区の実施における必要な配慮の実施	各課で実施する会議やイベント等において、障害を理由に参加が制限されないよう、支援者を配置する等の必要な配慮に取り組みます。 また、外国籍の保護者が、両親学級や乳幼児健診等の保健サービスを受けやすくするために、必要に応じて通訳を派遣し、適切な情報提供を行います。	全課（担当）

こんなまち中原

NPO法人 わになろう会

障害のある人とその家族、学校や施設で働く人々をはじめ、多くの市民が手をつなぎ、それぞれが望む進路や社会参加の場を拓ける活動を進めています。

すべての人が日々の充実と自立をめざして、いきいきと豊かに暮らせるように、福祉の増進、人権の擁護に寄与することを目的に活動しています。

活動内容

- ・ 日中一時支援事業（幼児～成人）
- ・ 移動支援・あんしんサポート（小学生～成人）
- ・ 地域活動支援センター Seeds（弁当の製造販売）
- ・ 福祉有償運送事業（徒歩や公共交通機関での移動が困難な方の移動）
- ・ 教育や福祉に関わる学習会、交流会、映画会
- ・ 保護者セミナー（中原区の事業への協力）
- ・ 人権・教育・生活に関する相談事業



★ **こんなまち中原**

区取組における必要な配慮の実施

【障害のある人もない人も、お互いを尊重しながら共に支え合う、自立と共生の地域社会をめざして】

平成28(2016)年4月に「障害者差別解消法」が施行されました。正式には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」といい、障害を理由とする差別の解消を推進することにより、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざすものです。

障害者差別解消法がめざす社会が区民にとって当たり前となるよう、区取組における必要な配慮を実施していきます。

【例えば、区取組として…】

- 区が主催するイベントに参加したいのですが、障害があり一人では参加できません。。
⇒同行する支援者を派遣したり、手話通訳者を配置するなどの配慮をします。
- 手が不自由だったり、視覚障害があって、書類に記入することができません。。
⇒職員が代筆、代読するなど、障害に応じた対応をします。

★ **こんなまち中原**

地域包括支援センター

【どんな窓口なの?】

高齢者が住み慣れた地域で元気に暮らし続けられるよう、川崎市が委託した法人が設置運営する、公的な相談機関です。

【どんな相談ができるの?】

- ・高齢者の福祉・医療・介護全般の相談
- ・お金、財産の管理、契約の不安についての相談
- ・消費者被害の防止
- ・健康維持のアドバイス
- ・地域のネットワークづくりへの支援
- ・地域活動への支援
- ・地域ケア圏域会議の開催

名称	所在地
すみよし	木月祇園町2丁目
こだなか	上小田中3丁目
ひらまの里	上平間
みやうち	宮内1丁目
とどろき	今井上町1丁目
いだ	井田2丁目

お気軽にご相談ください。

障害者相談支援センター

【どんな窓口なの?】

障害のある人とそのご家族に関する、身近な相談窓口が区内に4か所あります。

【どんな相談ができるの?】

- ・「暮らし」に関する相談・支援
- ・「健康」や「医療」に関する相談
- ・教育に関する相談
- ・権利に関する相談
- ・働くことに関する相談
- ・お金に関する相談 等

名称	所在地
なかはら基幹相談支援センター	木月2丁目
いまい地域相談支援センター	今井仲町
地域相談支援センターすまいる	北谷町
地域相談支援センターにじ	下小田中2丁目

基本目標3 多様な主体が連携した施策・活動の推進

基本方針1 保健・医療・福祉の連携

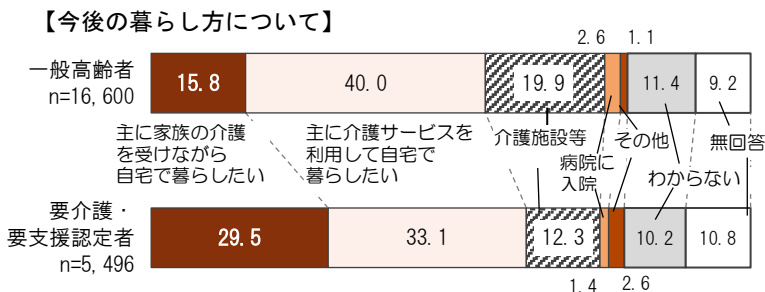
子どもや高齢者、障害者など、医療を必要とする人たちがいざという時に素早く対応できるように医療との連携を深めます。

具体的な取組

主な施策・事業	内容	所管課（担当）
52 中原区在宅療養推進協議会との連携	中原区在宅療養推進協議会と連携し、重い病気にかかったときや介護が必要になったときの過ごし方について、より多くの区民が在宅療養を選択肢の一つとしてとらえていただくため、区民向けシンポジウムを実施するなど、在宅療養の普及啓発に取り組みます。	地域ケア推進担当
53 医療救護ネットワーク部会の取組	大規模災害の発生に対応できるよう、区内の医療機関、医療関係者、学校、消防署等との連携を強化し、災害時の情報共有や連携など円滑な医療・救護活動実施のための体制づくりに取り組みます。	地域ケア推進担当

こんなまち中原

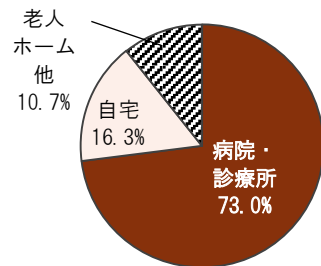
中原区の在宅療養推進への取組



資料：平成28年度川崎市高齢者実態調査

⇒多くの方が自宅で暮らし続けたいと思っている

【実際に川崎市民が亡くなる場所】



資料：平成27年川崎市人口動態統計

⇒自宅で亡くなっている方は少ない

多くの方が自宅で暮らし続けたいと思っている一方で、実際に自宅で亡くなっている方は16%にとどまっています。このギャップを埋め、誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続ける地域社会を実現するには、在宅療養を選択肢の一つとして捉えていただくことが重要です。

このため、中原区では、医療・介護等の専門職で構成される中原区在宅療養推進協議会と連携し、在宅療養の区民への普及啓発に取り組みます。

【具体的な取組】

- ・保健師による区民への啓発活動
- ・普及啓発リーフレット及びパンフレットの作成・配布
- ・区民向けシンポジウムの実施

基本方針2 市民・事業者・行政の連携・協働

様々な分野の団体との連携を図り、より多くの団体と地域の課題を共有し、問題の解決に向けて協力体制を強化します。

具体的な取組

主な施策・事業		内容	所管課（担当）
54	商店街と連携した地域のまちづくり推進事業	商店街と連携した各種教室や地域交流イベントを開催することで、商店街を地域の情報交換や交流の場として活用し、地域の活性化に向けた取組を推進します。	地域振興課
55	民生委員児童委員の活動支援	各地区民生委員児童委員協議会において、関係各課等からの情報提供や活動に関連した研修会を実施することで、活動を支援します。また、民生委員児童委員の取り組んでいる活動について、住民の理解を得られるよう広く周知します。	地域ケア推進担当
56	市民提案型事業	区内で活動している団体等から地域課題とその解決方法の提案を受け、協働で課題解決に向けた取組を行います。	企画課
57	保護司会 社会を明るくする運動の活動支援	中原区保護司会の事務局として、各種事務手続きや会議の運営等の活動を支援します。また、「社会を明るくする運動」の中原区推進委員会事務局として、各種事務手続きや会議・行事の運営等、運動推進の支援を行います。	地域ケア推進担当
58	健康づくりネットワークの構築	「川崎市健康増進計画第3期かわさき健康づくり21」に基づき、中原区の健康課題の解決に向けて「健康づくり推進連絡会議」等で協議し、区の特性を生かしたネットワークを強化します。また、「川崎市食育推進計画」の推進のために中原区食育推進分科会を設置し、関係機関・団体と連携して食の課題の改善に取り組みます。	地域支援担当
59	中原区総合子どもネットワーク事業	子どもの健やかな成長を促す環境の整備や仕組みづくりを行うことを目的に、子育て・子ども支援の推進と関係団体による情報交換・相互協力をより進め、地域包括ケアシステムの考えの下、地域課題の把握、解決を図ります。	地域ケア推進担当
60	幼稚園・保育園・小学校連携事業	区内の幼稚園・保育園・小学校の教職員が、相互に理解を深め、発達の連続性を踏まえた子どもの育ちを支援します。 園長・校長連絡会や実務担当者会議、小学校授業参観や保育園・幼稚園実習等を通し、子どもに関する諸課題について情報共有を図りながら、連携・交流を進めます。	保育所等・地域連携
61	保育所等人材育成・連携事業	待機児童解消のため、新規開設園が急増しており、開設間もない保育園が全施設の3分の1を占めています。 良質で適切な保育の質の維持・向上を目的に、保育園の人材育成や連携強化等の事業を行っています。	保育所等・地域連携

主な施策・事業		内容	所管課（担当）
62	中原区精神保健福祉連絡会の実施	地域の精神保健福祉関係団体のネットワークを形成し、地域で生活する精神障害者の支援体制を強化します。 また、精神障害に対する理解を深めるため、啓発活動としての講演会を開催します。	高齢・障害課
63	中原区地域自立支援協議会の開催	障害のある人が安心して暮らせる地域づくりを進める上で課題となっているものに対し、当事者や関係者が協働して地域の課題として協議し、施策に活かせるような解決策を明確にします。	高齢・障害課
64	中原区地域包括ケアシステムネットワーク会議の取組	川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョンに基づく必要な協議及び情報共有を図ることを目的に、中原区における地域住民、企業、関係団体と行政等、約100団体で構成する中原区地域包括ケアシステムネットワーク会議を開催し、地域包括ケアシステムの構築に係る取組及び連携を推進します。	地域ケア推進担当

こんなまち中原

民生委員児童委員

高齢者・障害者・子育て中の家庭、生活困窮家庭など生活のことで悩みを持っている方の気軽な相談窓口です。行政や社会福祉協議会、地域包括支援センター等の関係機関と連携を取りながら支援活動を行います。

地域における多くの取組は、民生委員児童委員の協力を得て実施しています。

民生委員児童委員は町内会・自治会等の地域の推薦を受けて選出され、厚生労働大臣から委嘱されます。



こんなまち中原

中原区地域自立支援協議会

障害のある人が安心して暮らせるまちづくりをめざして、関係機関が顔の見える関係づくりを行っています。



中原区地域包括ケアシステムネットワーク会議

各分野の参加者が、それぞれの取組を紹介。情報共有を図っています。



基本方針3 社会福祉協議会との連携・協働

社会福祉協議会と常に情報共有を行い、きめ細かな支援を効率的に区民に提供できるようにします。

具体的な取組

主な施策・事業	内容	所管課（担当）
65 中原区社会福祉協議会との連携	中原区社会福祉協議会と連携を図り、地域課題の解決や地域人材の育成等に取り組みます。また、地域福祉活動の協働を目的とした活動・行動計画である中原区地域福祉活動計画とも取組の連携や情報共有等を図り、地域福祉の推進に取り組みます。	地域ケア推進担当

☆ こんなまち中原

中原区社会福祉協議会

中原区社会福祉協議会は、区内の地区社会福祉協議会やボランティアグループ、当事者団体等の関係団体、行政機関等と連携して、『おたがいさまの心で満ちあふれる なかはらの福祉』を目標に様々な事業に取り組んでいます。

また、中原区を5つに分けて組織されている地区社会福祉協議会では、住民同士が支え合い福祉課題の解決のため活動しています。

☆ 中原区社会福祉協議会の体制と事業内容

【地域課】

法人運営、地区社会福祉協議会支援、生活福祉資金貸付事業、ボランティアセンターの運営、老人いこいの家の管理運営（指定管理者）、共同募金会事務局、区民生委員児童委員協議会事務局 等

【中原区あんしんセンター】

福祉サービス利用援助、日常的金銭管理サービス、書類等預かりサービス

【川崎市中原区老人福祉センター】

講座の開催、クラブ活動の推進、健康・生活相談 等

☆ 地区社会福祉協議会の事業内容

一人暮らし高齢者会食会、住民向け講座、地域のお祭り、広報紙の発行 等
※活動内容はそれぞれの地区社会福祉協議会によって異なります

社会福祉法人川崎市中原区社会福祉協議会

〒211-0067 川崎市中原区今井上町 1-34 和田ビル 1 階
TEL044-722-5500 FAX044-711-1260

地域福祉計画の推進について

第3章

1 地域福祉計画の推進体制と進捗管理について

区民、地域の活動者・地域組織・福祉関係団体、事業者等、社会福祉協議会、行政（区）がそれぞれの役割を持って自助・互助・共助・公助をバランスよく機能させ、地域福祉計画を推進していきます。この計画を効果的に進めていくために、計画の実施状況などを評価するとともに、その結果を皆さんと共有して計画を見直し、次の計画につなげていきます。

【推進の仕組み】

それぞれの役割

具体的な行動や取組

自助

区民一人ひとりが
自分でできること

<例えば…>

- ◆ 自らの健康管理→ 健康診断の受診など
- ◆ 健康づくり・いきがいづくり→ 健康体操や趣味のサークルへの参加など
- ◆ 地域活動への参加→ 地域での防災訓練やボランティア活動への参加など
- ◆ 近所や身近な人と普段から交流を持つこと
- ◆ 町内会、自治会に加入すること

互助

隣近所や地域住民同士の
助け合いなど

<例えば…>

- ◆ 地域の見守り、支え合いの推進→ 高齢者見守り事業や登下校の見守りなど
- ◆ 町内会・自治会の活動に参加すること
- ◆ ボランティアに登録して活動すること

共助

社会保険のような
制度化された
相互扶助のこと

<例えば…>

- ◆ 医療サービスの提供
- ◆ 介護サービスの提供

公助

法律などに基づき、
行政機関などが提供
するサービス

<例えば…>

- ◆ 情報提供の充実→ 冊子・ホームページによる情報発信など
- ◆ 相談支援体制の充実
- ◆ 生活困窮者への支援の推進→ 就労自立支援・学習支援など
- ◆ 虐待相談支援体制の充実など

資料編

(1) 第5期中原区地域福祉計画策定の経過

年月日	会議等	主な内容
平成28年 10月	第4回 川崎市地域福祉実態調査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の生活課題に関する調査 ・ 地域福祉活動に関する調査
10月～ 12月	平成28年度 区・地区社協関係者研修会	5地区においてワークショップの開催 共通テーマ「地域で考える地域包括ケアの取組」
平成29年 5月19日	第1回 中原区地域福祉計画推進 検討会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第5期中原区地域福祉計画について ・ 第4期中原区地域福祉計画進捗状況について ・ 第5期中原区地域福祉計画の策定に向けた現状と課題
7月27日	第2回 中原区地域福祉計画推進 検討会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第5期中原区地域福祉計画の基本理念・目標・方針（案）について ・ 具体的な取組（案）について ・ 主要な取組（案）について ・ 計画の目次（構成）について
11月2日	第3回 中原区地域福祉計画推進 検討会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第5期中原区地域福祉計画の素案について ・ 今後のスケジュールについて
12月1日～ 平成30年 2月5日	パブリックコメント	意見募集
1月19日	区民説明会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域包括ケアシステム構築に向けた取組状況 ・ 第7期かわさきいきいき長寿プラン（案）の説明 ・ 第4次かわさきノーマライゼーションプラン改定版（案）の説明 ・ 第5期川崎市地域福祉計画（案）の説明 ・ 第5期中原区地域福祉計画（案）の説明 ・ 質疑応答
3月7日	第4回 中原区地域福祉計画推進 検討会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区民説明会及びパブリックコメントの結果報告 ・ 第5期中原区地域福祉計画案の確認

■区民説明会・パブリックコメントの結果

【区民説明会の概要】

- 日 時：平成 30（2018）年 1 月 19 日（金） 18：30～20：45
場 所：中原区役所 5 階会議室
参加者数：41 人
内 容：1 地域包括ケアシステム構築に向けた取組状況
2 各分野別計画案の説明
（1）第 7 期かわさきいきいき長寿プラン
（2）第 4 次かわさきノーマライゼーションプラン改定版
（3）第 5 期川崎市地域福祉計画
（4）第 5 期中原区地域福祉計画
3 質疑応答

【パブリックコメント（意見募集）】

本市では、自治基本条例の基本理念に基づいて、市民の市政への参加を推進するとともに、行政運営の透明性の向上を図ることを目的として、「川崎市パブリックコメント手続条例」を制定しています。「第 5 期中原区地域福祉計画」の策定においても、市民の生活にとって重要である政策であり、その内容を案の段階で公表し、市民の意見を求め、意見を受けて修正した結果等を公表するパブリックコメントを実施しました。

(2) 中原区地域福祉計画推進検討会議開催運営等要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中原区地域福祉計画推進検討会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な基本事項を定める。

(目的)

第2条 区長は、地域福祉計画の推進に関し、次に掲げる事項について、会議の委員の意見を求める。

- (1) 地域福祉計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 地域福祉計画の進捗状況の管理及び評価に関すること。
- (3) 地域包括ケアシステムの推進に関すること。
- (4) 前各号に定める事項の他、会議で必要と認める事項

(委員)

第3条 会議の委員は、次に掲げる者に就任を依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体代表者
- (3) 公募市民
- (4) その他区長が特に認めた者

(開催期間)

第4条 会議の開催期間は、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの期間とし、必要に応じて開催することとする。

(関係者の出席)

第5条 会議は必要があると認めるときは関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、中原区役所保健福祉センター地域ケア推進担当において処理する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(中原区地域福祉計画推進検討会議設置要綱の廃止)

- 2 中原区地域福祉計画推進検討会議設置要綱は廃止する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(3) 中原区地域福祉計画推進検討会議

氏名	所属団体	役職名
柴田 範子	東洋大学ライフデザイン学部	非常勤講師
富岡 茂太郎	中原区社会福祉協議会	理事
尾木 孫三郎 (平成29年5月29日まで)	中原区町内会連絡協議会	会長
富岡 昭三 (平成29年5月30日から)		
若桑 美子	中原区民生委員児童委員協議会	常任理事
松本 玲子	中原区子育て支援推進実行委員会	運営部会員
新井 靖子	NPO法人わになろう会	理事長
西澤 洋子	マグマグクラブ	副代表
伊藤 義昭	なかはらボランティア連絡会	代表
百田 えり子	川崎市食生活改善推進員連絡協議会	中原地区書記
横山 正太	いだ地域包括支援センター	センター長
吉野 明美	川崎市育成会手をむすぶ親の会	中原支部長
吉松 英輝	(株)タウンニュース社中原区編集室	係長

(順不同 敬称略 役職名は在任中のもの)

第5期中原区地域福祉計画

福祉のこころ、人と人との橋わたしで
支え合える地域づくり

平成30（2018）年3月

川崎市中原区役所 地域みまもり支援センター 地域ケア推進担当

〒211-8570 川崎市中原区小杉町 3-245

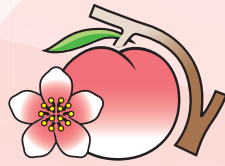
T E L 044-744-3239

F A X 044-744-3196

E-mail 65keasui@city.kawasaki.jp



なかはらエコ推進大使
ロジーちゃん



区の木
モモ



区の花
パンジー



中原区子育てイメージキャラクター
ミミ・ケロ

水・緑・花・人の出会うまち

なかはら